

青森県報

号外第三十号

平成二十七年
三月三十日
(月曜日)

目次

告 示

第十一次鳥獣保護事業計画の変更……………(自然保護課) ……一
第二種特定鳥獣管理計画の策定……………(同) ……一

告 示

青森県告示第二百十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四条第一項の規定により定めた第十一次鳥獣保護事業計画を次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十六号)附則第四条第一項の規定により公表する。

平成二十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

第 11 次 鳥 獣 保 護 管 理 事 業 計 画 書

平成24年 4月 1 日から
平成29年 3月31日まで 5年間

(平成27年 5月29日変更)

青 森 県

目 次

第一 計画の期間 1

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 1

1 鳥獣保護区の指定 1

(1) 方針 1

① 指定に関する中長期的な方針 1

② 指定区分ごとの方針 1

2 鳥獣保護区の指定等計画 3

2 特別保護地区の指定 4

(1) 方針 4

① 指定に関する中長期的な方針 4

② 指定区分ごとの方針 4

(2) 特別保護地区指定計画 5

3 休猟区の指定 6

(1) 方針 6

(2) 休猟区指定計画 6

4 鳥獣保護区の整備等 9

(1) 方針 9

(2) 整備計画 9

① 管理施設の設置 9

② 利用施設の整備 9

③ 調査、巡視等の計画 9

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 10

1 鳥獣の人工増殖 10

(1) 方針 10

(2) 人工増殖計画 10

2 放鳥獣 10

(1) 方針 10

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画 10

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 12

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方 12

(1) 希少鳥獣 12

(2) 狩猟鳥獣 12

(3) 外来鳥獣等 12

- (4) 指定管理鳥獣 12
- (5) 一般鳥獣 12
- 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 12
 - (1) 許可しない場合の基本的考え方 12
 - (2) 許可する場合の基本的考え方 13
 - (3) わなの使用に当たつての許可基準 13
 - (4) 許可に当たつての条件の考え方 14
 - (5) 許可権限の市町村長への移譲 14
 - (6) 捕獲実施に当たつての留意事項 14
 - (7) 捕獲物又は採取物の処理等 14
 - (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集 14
 - (9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 14
- 3 学術研究を目的とする場合 15
 - (1) 学術研究 15
 - (2) 標識調査 15
- 4 鳥獣の保護を目的とする場合 16
 - (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的 16
 - (2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 16
 - (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 17
- 5 鳥獣の管理を目的とする場合 17
 - (1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的 17
 - ① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方 17
 - 1) 子察表 18
 - 2) 子察表に係る方針等 19
 - ② 鳥獣による被害発生予察表の作成 18
 - 1) 子察表 19
 - 2) 子察表に係る方針等 19
 - ③ 鳥獣の適正管理の実施 19
 - 1) 方針 19
 - 2) 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画 20
 - ④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定 20
 - 1) 方針 20
 - 2) 許可基準 21
 - ⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等 24
 - 1) 方針 24
 - 2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域 24
 - 3) 指導事項の概要 24
 - (2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的 24
 - ① 許可対象者 24
 - ② 鳥獣の種類・数 24

- ③ 期間 24
- ④ 区域 25
- ⑤ 方法 25
- 6 その他特別の事由の場合 25
 - (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 25
 - (2) 愛玩のための飼養の目的 25
 - (3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的 26
 - (4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 26
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的 26
- 7 鳥類の飼養登録 32
 - (1) 方針 32
 - (2) 飼養適正化のための指導内容 32
- 8 販売禁止鳥獣等 32
 - (1) 許可の考え方 32
 - (2) 許可の条件 32
- 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 33
 - 1 特定猟具使用禁止区域の指定 33
 - (1) 方針 33
 - (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画 33
 - (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳 34
- 2 猟区設定のための指導 35
 - (1) 方針 35
- 3 指定猟法禁止区域 35
 - (1) 方針 35

- 第六 特定計画の作成に関する事項 36
- 1 特定計画の作成に関する方針 36
- 2 実施計画の作成に関する方針 36
- 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 37
- 1 基本方針 37
- 2 鳥獣保護対策調査 37
 - (1) 方針 37
- (2) 鳥獣生息分布調査 37
- (3) 希少鳥獣等保護調査 37
- (4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 38
- 3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 39

- (1) 指定・管理調査 39
- (2) 指定効果測定調査 39
- 4 狩猟対策調査 40
 - (1) 方針 40
 - (2) 狩猟鳥獣生息調査 40
 - (3) 放鳥効果測定調査 40
 - (4) 狩猟実態調査 41
- 5 有害鳥獣対策調査 41
 - (1) 方針 41
 - (2) 調査の概要 41

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 42

- 1 鳥獣行政担当職員 42
 - (1) 方針 42
 - (2) 設置計画 42
 - (3) 研修計画 42
- 2 鳥獣保護管理員 43
 - (1) 方針 43
 - (2) 設置計画 43
 - (3) 年間活動計画 43
 - (4) 研修計画 43
- 3 保護及び管理の担い手の育成 44
 - (1) 方針 44
 - (2) 研修計画 44
 - (3) 狩猟者の減少防止対策 44
- 4 鳥獣保護センター等の設置 44
 - (1) 方針 44
 - (2) 鳥獣保護センター等の施設計画 44
- 5 取組み 45
 - (1) 方針 45
 - (2) 年間計画 45
- 6 必要な財源の確保 45

第九 その他 46

- 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 46
- 2 狩猟の適正管理 46
- 3 傷病鳥獣救護の基本的な対応 46
- 4 安易な餌付けの防止 46

(1) 方針	46
5 感染症への対応	46
6 普及啓発	48
(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等	48
① 方針	48
② 事業の年間計画	48
(2) 野鳥の森等の整備	48
(3) 愛鳥モデル校の指定	48
① 方針	48
② 指定期間	48
③ 愛鳥モデル校に対する指導内容	48
④ 指定計画	48
(4) 法令の普及徹底	49
① 方針	49
② 年間計画	49

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。
(なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第46号)の施行の日において変更し、第11次鳥獣保護管理事業計画とする。)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、第1次鳥獣保護事業計画から第10次鳥獣保護事業計画において、指定を進めており、特に森林性鳥獣のための鳥獣保護区については十分な必要量を確保したほか、その他の鳥獣保護区についても適正に指定されてきた。

第11次鳥獣保護管理事業計画の指定方針としては、現在の鳥獣保護区の区域等の見直しを重点的に進めていくこととする。

また、本計画に掲げていないものであっても、鳥獣の保護を早急に図る必要があるものは、速やかに生息調査を行い、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応し、下記の指定区分ごとの方針に従い、新たな鳥獣保護区の指定又は区域の拡大に積極的に努めるものとする。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積は概ね10,000haごとに1箇所を選定し、その面積が300ha以上となるよう努めるものとする。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努めるものとする。

ア 多様な鳥獣が生息する地域

イ 鳥獣の生息密度の高い地域

ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

エ 天然林

(イ) 林相、地形が変化に富む地域

(ロ) 溪流又は沼沢を含む地域

(ハ) 餌となる動植物が豊富な地域

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及び大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定するものとし、1箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域

イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域

ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

- 3) 集団渡来地の保護区
集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定するよう努めるものとする。
指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配慮するとともに、採餌、ねぐら又は休息のための後背地、水面等も可能な限り含めるものとする。
ア 現在、県内において渡来する鳥類の種数又は個体数の多い地域
イ かつて渡来した鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの
- 4) 集団繁殖地の保護区
集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区を指定するよう努めるものとする。
指定に当たっては、採餌、ねぐら又は休息のための後背地、水面等も可能な限り含めるものとする。
- 5) 希少鳥獣生息地の保護区
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第2条第4項に基づき環境大臣が定める鳥獣であって、環境省によるレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類若しくはⅡ類若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、青森県版レッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準じる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定するよう努めるものとする。
- 6) 生息地回廊の保護区
生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯、河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定するよう努めるものとする。
指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するものとする。また、その際には、既設の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまじった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等、効果的な配置に努めるものとする。
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区
市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し、若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努めるものとする。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区					計(B)	本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区				計(C)	
			24年度	25	26	27	28		24年度	25	26	27		28
森林鳥獣生息地	箇所 面積 19,200ha	53	箇所	ha				ha						
大規模生息地	箇所 面積		箇所 変動面積	ha				ha						
集団渡来地	箇所 面積	8	箇所 変動面積	ha				ha						
集団繁殖地	箇所 面積	8,952	箇所 変動面積	ha				ha						
希少鳥獣生息地	箇所 面積	1	箇所 変動面積	ha				ha						
生息地回廊	箇所 面積	3,520	箇所 変動面積	ha				ha						
身近な鳥獣生息地	箇所 面積	941	箇所 変動面積	ha				ha						
計	箇所 面積	18	箇所 変動面積	ha				ha						
		6,896												
		83												
		71,392												
本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区			本計画中に解除又は期間満了となる鳥獣保護区											
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)	計画期間中の増減(減:△)*	計画終了時の鳥獣保護区**	
ha						ha							53	
													51,083	
													0	
													0	
													8	
													8,952	
													1	
													3,520	
													3	
													941	
													0	
													0	
													18	
													6,896	
													83	
													71,392	

* 箇所についてはB-E
面積についてはB+C-D-E
**箇所についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区において、特に鳥獣の保護を図るため必要な地域について特別保護地区の指定を行うものとする。ただし、特別保護地区は、立木の伐採、工作物の設置等について制限が伴うことから、指定に当たっては、県土の保全その他の公益との調整並びに地域住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に十分配慮するものとする。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、鳥獣保護区の指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努めるものとする。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類及びゴウモリ類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努めるものとする。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するものとする。

(2) 特別保護地区指定計画

(第2表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	変動面積(筒所)	本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む。)					計(B)	本計画期間に区域拡大する特別保護地区										
				24年度	25	26	27	28		24年度	25	26	27	28	計(C)					
森林鳥獣生息地	筒所 面積 5,109ha	6 1,539	ha						ha											
大規模生息地	筒所 面積		ha						ha											
集団渡来地	筒所 面積		ha						ha											
集団繁殖地	筒所 面積	1	ha						ha											
希少鳥獣生息地	筒所 面積	2	ha						ha											
生息地回廊	筒所 面積		ha						ha											
身近な鳥獣生息地	筒所 面積	1	ha						ha											
	筒所 面積	10	ha						ha											
計	筒所 面積	8 1,551	ha						ha											
本計画期間に区域縮小する特別保護地区				本計画中に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む。)																
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)	計画期間中の増減(減:△)*		計画終了時の特別保護地区**						
ha						ha								6	1,539					
ha						ha								0	0					
ha						ha								0	0					
ha						ha								0	0					
ha						ha								0	0					
ha						ha								0	0					
ha						ha								1	1					
ha						ha								10	10					
ha						ha								8	1,551					

* 筒所についてはB-E
面積についてはB+C-D-E
**筒所についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

3 休猟区の指定

(1) 方針

狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定し、狩猟鳥獣の自然増殖を促進するとともに、本県の主な狩猟鳥獣であるキジについては、放鳥によっても増殖を進め、狩猟の永続を図るものとする。また、指定に当たっては、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りが無いよう配慮するとともに、休猟区1箇所当たりの面積はできる限り1,500ha以上となるよう努めるものとする。

(2) 休猟区指定計画

(第3表)

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備 考			
平成24年度	五所川原市 西津軽郡深浦町 弘前市 平川市 南津軽郡大鰐町 青森市 青森市 三戸郡田子町	石田坂 板貝 土筆森 善光寺平 十和田山 田茂木野 西田沢山 遠瀬	1,319ha	3 年				
			3,330ha	3 年				
			2,086ha	3 年				
			2,410ha	3 年				
			1,642ha	3 年				
			2,214ha	3 年				
			1,500ha	3 年				
			2,513ha	3 年				
			計			8箇所 17,014ha		
			平成25年度	北津軽郡中泊町 西津軽郡深浦町 黒石市 平川市 青森市 東津軽郡平内町 十和田市 上北郡東北町 上北郡横浜町		宮野沢 風合瀬 青荷 御仮屋嶽 荒川 小湊 切田 浜台 向平	2,647ha	3 年
2,075ha	3 年							
2,255ha	3 年							
1,600ha	3 年							
2,163ha	3 年							
2,100ha	3 年							
1,800ha	3 年							
845ha	3 年							
299ha	3 年							

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備 考			
平成25年度	むつ市 三戸町階上町 三戸郡新郷村	釜臥山 道仏 小坂	2,550ha	3年				
			1,525ha	3年				
			1,154ha	3年				
計		12箇所	21,013ha					
平成26年度	つがる市 つがる市 西津軽郡鰺ヶ沢町 弘前市 平川市 青森市 東津軽郡蓬田村 三沢市 むつ市 八戸市・三戸郡五戸町 三戸郡三戸町・南部町	筒木坂 西高野山 第二松代 四兵衛森 白手山 高頭森山 阿弥陀川 淋代 高野川 切谷内 泉山	1,455ha	3年				
			1,928ha	3年				
			1,183ha	3年				
			2,399ha	3年				
			1,280ha	3年				
			1,960ha	3年				
			1,220ha	3年				
			1,169ha	3年				
			2,020ha	3年				
			1,924ha	3年				
			1,488ha	3年				
			計				18,026ha	
			平成27年度	五所川原市 つがる市 南津軽郡大鰐町 中津軽郡西目屋村 青森市 東津軽郡外ヶ浜町 上北郡七戸町 上北郡野辺地町		喜良市 森田 島田 川原平 東岳 大平 野佐掛 有戸	4,006ha	3年
1,125ha	3年							
1,434ha	3年							
1,965ha	3年							
2,160ha	3年							
2,250ha	3年							
1,630ha	3年							
1,483ha	3年							

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備 考	
平成27年度	上北郡六ヶ所村 八戸市 三戸郡三戸町	泊 市野沢 三戸	1, 993ha	3 年		
			1, 533ha	3 年		
			2, 151ha	3 年		
		11箇所	21, 730ha			
計	五所川原市 西津軽郡深浦町 弘前市 平川市 南津軽郡大鰐町 青森市 青森市 十和田市 上北郡六戸町 下北郡東通村 三戸郡五戸町・新郷村 三戸郡南部町	太田 黒崎 楢森 切明 高野新田 後鴻 孫内 大畑野 折茂 蒲野沢 又重 法光寺	2, 812ha	3 年		
			2, 075ha	3 年		
			2, 237ha	3 年		
			1, 420ha	3 年		
			1, 713ha	3 年		
			1, 190ha	3 年		
			1, 720ha	3 年		
			580ha	3 年		
			1, 952ha	3 年		
			3, 000ha	3 年		
			1, 450ha	3 年		
			1, 387ha	3 年		
			12箇所	21, 536ha		
			54箇所	99, 319ha		
合 計						

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設置するほか、自然条件を勘案して、それぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するため、鳥獣の採餌、営巣等のための環境の維持及び改善に努めるものとする。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第4表)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標識類の整備	鳥獣保護区 5箇所 案内板 1基 制札 50枚	鳥獣保護区 5箇所 案内板 1基 制札 50枚	鳥獣保護区 5箇所 案内板 1基 制札 50枚	鳥獣保護区 5箇所 案内板 1基 制札 50枚	鳥獣保護区 5箇所 案内板 1基 制札 50枚

② 利用施設の整備

既指定鳥獣保護区等において、鳥獣の生息環境向上のため、必要のある箇所については、臭箱設置、給餌施設等の整備・改善等を積極的に進めていく。

③ 調査、巡視等の計画

(第5表)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数
管理のための調査実施	2	延～12人	2	延～12人	2	延～12人	2	延～12人	2	延～12人

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

主要な狩猟鳥獣で減少が進んでいるキジの増殖を図るため、養殖業者に対し、人工養殖技術の巡回指導及び講習会の開催等を行うものとする。また、キジについては、放鳥計画に対応する生産量が確保できるよう計画的な生産指導を行うものとする。

(2) 人工増殖計画

(第6表)

年 度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	実施方法	
平成24年度 ～ 平成28年度			キジ	県内のキジ養殖業者への巡回指導 (近親交配の回避、放鳥方法等)	

2 放鳥獣

(1) 方針

これまでキジ及びヤマトリの増加を図るため、放鳥計画に基づきキジ及びヤマトリの放鳥を行ってきたが、ヤマトリについては、人工繁殖が難しいことから当面見合わせる。キジについては、引き続き、これらの増加を図るため、放鳥を実施するものとする。また、放鳥する場所については、その場所がキジの生息場所であること、その場所の自然環境等を勘案して決定するものとする。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第7表)

種類名	放鳥地域	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
		種 別	箇所	羽	種 別	箇所	羽	種 別	箇所	羽	種 別	箇所	羽	種 別	箇所	羽
キジ	鳥獣保護区	日令 (成鳥)	5	180	日令 (成鳥)	6	210	日令 (成鳥)	6	240	日令 (成鳥)	7	300	日令 (成鳥)	7	320
		120日	4	180	120日	3	140	120日	2	105	120日	1	30	120日	0	0
		日令 (成鳥)	5	180	日令 (成鳥)	6	210	日令 (成鳥)	6	240	日令 (成鳥)	7	300	日令 (成鳥)	7	320
		120日	4	180	120日	3	140	120日	2	105	120日	1	30	120日	0	0
	休 猟 区															
	計		18	720		18	700		16	690		16	660		14	640

種類名	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	委託生産 羽	購 入 羽	その他 羽	委託生産 羽	購 入 羽	その他 羽	委託生産 羽	購 入 羽	その他 羽	委託生産 羽	購 入 羽	その他 羽	委託生産 羽	購 入 羽	その他 羽
キジ		720			700			690			660			640	

(第 8 表)

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

- (1) 希少鳥獣
県及び国が指定している希少野生鳥獣とし、適切な情報管理の下、生息状況及び生息環境の把握に努め、保護対策の充実を図る。
- (2) 狩猟鳥獣
国が定める狩猟鳥獣とし、その生息状況、捕獲状況等の把握に努め、必要に応じ保護管理対策を講じる。
- (3) 外来鳥獣等
農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害捕獲により被害の防止を図る。
- (4) 指定管理鳥獣
国が定める指定管理鳥獣とし、その生息状況の把握に努め、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす場合は適切な管理対策を講じる。
また、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。
- (5) 一般鳥獣
希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣である一般鳥獣については、生息数の増減、農林水産業への被害の発生状況等を踏まえ、適切な保護管理対策に努める。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

- (1) 許可しない場合の基本的考え方
次の場合にあつては、許可をしないものとする。
 - ① 捕獲後の処置の計画等に照らし明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
 - ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるような場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶し、又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
 - ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるような場合。
 - ④ 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
 - ⑤ 捕獲等又は採取等の際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
 - ⑥ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用する場合であつて、特定猟具によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具に伴う危険の予防若しくは指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
 - ⑦ 法第36条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
 - ⑧ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

- (2) 許可する場合の基本的考え方
- ① 学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする場合
 - ② 鳥獣の保護を目的とする場合
 - 1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合
第一種特定鳥獣保護計画に基づく特定鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行われるものとする。
 - 2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行を目的とする場合
鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。
 - 3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とする場合
鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。
 - ③ 鳥獣の管理を目的とする場合
 - 1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合
鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。特に指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
 - 2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合
第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な管理の一環として、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な範囲に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるために必要な範囲内で行われるものとする。
 - ④ その他特別な事由を目的とする場合
 - 1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
 - 2) 愛玩のための飼養の目的
 - 3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
 - 4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
 - 5) 1) から4) までに掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的
環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等を行うこととする。
- (3) わなの使用に当たったての許可基準
- わなを使用した捕獲許可申請については、以下の基準を満たす場合に許可する。
- ① 獣類の捕獲を目的とする場合の許可申請の場合（③の場合を除く。）
 - 1) くくりわなを使用する方法の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
 - 2) とらばさみを使用する方法の場合は、鋸歯が無く、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。
 - ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

- くぐりわなを使用する方法の場合は、①1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
- ㊸ ツキノワグサの捕獲を目的とする許可申請の場合は
はこわなに限るものとする。
- (4) 許可に当たつての条件の考え方
捕獲等又は採取等の許可に当たつては、期間、捕獲区域、捕獲方法、捕獲鳥獣の種類及び数について限定し、捕獲鳥獣の処理方法、捕獲等又は採取等に当たつての安全確保、静穏の保持、捕獲場所周辺環境への配慮、適切なわなの数量と見回りの実施方法等について条件を付すものとする。
特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保するため適切な条件を付すものとする。
また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。
- (5) 許可権限の市町村長への移譲
本県においては、昭和56年から有害鳥獣捕獲許可について、野生鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対して迅速に対処するため、市町村長へ権限を移譲している。今後も、引き続き市町村の協力を得ながら、鳥獣の保護及び管理の観点から指導、助言等を行っていく。
- (6) 捕獲実施に当たつての留意事項
捕獲実施に当たつての留意事項については、5の④の1)のエからカまでに準じて取り扱うこととする。
- (7) 捕獲物又は採取物の処理等
捕獲物等については、野生鳥獣の鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないよう適当な方法で埋設し、山野に放置しないものとする。
なお、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に資する学術研究等に活用できる場合は、積極的に活用するものとする。
また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないよう、特に、ツキノワグサについては、違法に輸入された又は国内で密猟された個体の流通を防止するため、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体である事を明確にさせるものとする。
ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切でないことから、生態系に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うこととする。
- (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集
鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認められる場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対して、実施した場所、日時、種名、性別、数量等について、情報を求めることとする（必要に応じて、写真、サンプル等の提供を求めることとする）。
特に、傷病鳥獣を保護した際は、上記の捕獲情報を収集し、保護及び管理の資料として活用するものとする。
- (9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方
保護の必要性が高い希少鳥獣又は地域個体群に係る捕獲等又は採取等の許可については、慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲又は採取等が必要となる場合には、生息数の調査等を実施の上、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭、個)。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭、個)とする。

④ 期間

1年以内。

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑥ 方法

次に掲げる条件に適合すること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

1) 法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法ではないこと。

2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。なお、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第4条第3項に規定する国内希少野生動物植物種については、殺傷等を伴う捕獲方法ではないこと。

⑦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次に掲げる条件に適合すること。

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負担を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報公開に努めること。

(2) 標識調査

① 許可対象者

国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)

② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

- ③ 期間
1年以内。
- ④ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法
原則として、わな、網又は手捕とする。

4 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

- ① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
- ② 鳥獣の種類・数
第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。
- ③ 期間
第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために適切かつ合理的な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合は、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。
- ④ 区域
第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。
- ⑤ 方法
可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を探ること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

- ① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）。
- ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。
- ③ 期間
1年以内。
- ④ 区域
申請者の職務上必要な区域。
- ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

- ① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。
- ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。
- ③ 期間
1年以内。
- ④ 区域
必要と認められる区域。
- ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

5 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

- ① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方
有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。
その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められる場合に行うこととし、捕獲の実施に当たっては、関係機関との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。
ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めることとする。

② 鳥獣による被害発生予察表の作成
1) 予察表

(第9表)

加害鳥獣名	被害農林 水産物等	被 害 発 生 時 期												被 害 発 生 地 域	備 考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
カ ラ ス 類	稲、果樹、野菜、 飼料作物、豆類、 雑穀	→													弘前市、黒石市、西目屋村、八戸市、五戸町、南部町、板柳町、鶴田町、十和田市、東北町、鱒ヶ沢町、深浦町	農林作物被害
カ モ 類	稲、雑穀、畑作物	→													今別町、弘前市、田舎館村、鶴田町、鱒ヶ沢町、深浦町、南部町、東北町、東通村	農林作物被害
ム ク ト リ	果樹、野菜		→												西目屋村、田舎館村、板柳町、南部町	農林作物被害
ス ズ メ	稲、雑穀、果樹		→												深浦町、南部町、田舎館村	農林作物被害
ヒ ヨ ト リ	果樹、野菜			→											田舎館村、南部町、板柳町	農林作物被害
ハ ト 類	稲、野菜、飼料 作物、豆類		→												弘前市、東北町	農林作物被害
ト ビ	航空機		→												青森市、八戸市	航空機航行被害
ニ ホ ン ザ ル	稲、いも類、果 樹、野菜、豆類、 雑穀等		→												外ヶ浜町、今別町、弘前市、西目屋村、大鱧町、五所川原市、むつ市、大間町、風間浦村、佐井村、鱒ヶ沢町、深浦町	農林作物被害
ツ キ ノ ク グ ラ	飼料作物、稲、い も類、果樹、野 菜、豆類、雑穀、 造林木(樹皮等)	→													青森市、平内町、弘前市、黒石市、西目屋村、大鱧町、平川市、三戸町、五戸町、南部町、田子町、新郷村、十和田市、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、鱒ヶ沢町、深浦町	農林作物被害及 び人畜被害

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
ニホンシカ	稲、いも類、野菜、豆類、雑穀、造林木(新芽等)	→													むつ市、大間町、風間浦村、佐井村	農林作物被害
ノウサギ	野菜、果樹、造林木(新芽等)	→													弘前市、黒石市、平川市、田舎館村、藤崎町、西目屋村、東北町、深浦町	農林作物被害
アライグマ	野菜、果樹														弘前市、鶴田町	農林作物被害

2) 予察表に係る方針等

予察捕獲は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りでない。

また、第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲に努めるものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、予察表に基づき、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ行うものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等適切に対処するものとする。

また、予察捕獲は、通常、有害鳥獣捕獲を目的とする捕獲許可として取り扱うものであるが、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域においては、予察捕獲による捕獲は第二種特定鳥獣の数の調整に資するものでもあるから、原則として第二種特定鳥獣の数の調整を目的とする捕獲許可として取り扱うものとする。

③ 鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

農林作物等に被害を与え、若しくは生活環境若しくは生態系に影響を及ぼし、又はそれらのおそれのある鳥獣については、農林水産業等と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的かつ効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策を講じるよう努めるものとする。

2) 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第10表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
ツキノログザ ニホンザル	平成24年度 ～ 平成28年度	鳥獣の生息状況調査、被害の実態調査及び有害鳥獣捕獲の実績等をもとに、鳥獣の適正な管理方法を検討し、管理計画の策定を行い、研究者、市町村及び狩猟者団体等の協力を受けて、管理実施体制の整備、実施に際してのモニタリング体制の整備等を図る。	

④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

1) 方針

- ア 有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。
- イ 生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとする。また、生息数の少ない鳥獣の鳥獣保護区等生態系の保護を図ることが必要な地域の捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うこととする。
- ウ 有害鳥獣捕獲を迅速に実施するために、昭和56年からその捕獲許可に係る知事の権限の一部を市町村長に移譲しており、法律、規則及び鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針に従って適切に事務が遂行されるとともに、知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう市町村長に対して助言するものとする。
- エ 捕獲に伴う錯誤捕獲や事故の発生防止については、万全の対策を講じさせるものとし、また、捕獲の実施に当たっては、事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。
また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う等により、捕獲が適正に実施されるよう対処するものとする。
- オ なお、許可を受けた者が使用する捕獲用具(銃器を除く。)には、用具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日、許可番号、捕獲目的及び許可有効期間を記載した標識の装着等を行うよう指導するものとする。
- カ 捕獲物の処理方法については、申請の際に明らかにするよう指導するものとする。また、捕獲物は、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理し、野生鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合には努めてこれを利用するよう指導するものとする。なお、捕獲した個体(狩猟鳥獣を除く。)を生きたまま譲渡しようとする場合は、飼養許可の手続をするよう指導するものとする。
また、捕獲物は、違法な捕獲物と認識されないようにする。特に、クワ類については、違法に輸入され又は国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タグ)の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。
- ク なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。
捕獲許可を受けた者に対し、鳥獣捕獲許可証を返納させる際には、捕獲数、処置の概要等についての報告を行わせるものとする。
- ク また、鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため必要と認める場合には、捕獲許可を受けた者に対し、捕獲地点、日時、種名、性別、捕獲物の処理等についての更に詳細な報告を、必要に応じて写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。
- キ 生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃弾をする場合については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として法第9条第1項の規定による環境大臣又は知事の許可のほか、法第38条の2第1項の規定による知事の許可を得るとともに、法第36条の規定により

使用が禁止されている麻酔薬を使用する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

ク 第二種特定鳥獣管理計画の対象地域において、第二種特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合には、原則として第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする捕獲として取り扱うものとするが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握する等して、第二種特定鳥獣管理計画における捕獲目標数との整合を図るものとする。

ケ 指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ただし、次の場合にあつては、許可をしないものとする。

- (イ) 捕獲後の処置に照らし明らかに捕獲の目的が有害鳥獣捕獲ではないと判断される場合。
- (ロ) 鳥獣の生産基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- (ハ) 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内及び墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- (ニ) 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用する場合であつて、特定猟具によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具に伴う危険の予防若しくは指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

2) 許可基準

ア 許可対象者

許可対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (イ) 国及び地方公共団体
- (ロ) 法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者
- (ハ) 環境大臣が定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会）
- (ニ) 被害等を受けた者
- (ホ) 被害等を受けた者から依頼された者

イ 捕獲従事者

捕獲従事者は、次の全てに該当する者とする。

- (イ) 原則として被害市町村に住所を有し、かつ、有害鳥獣捕獲を実施した経験者を構成員とする団体（以下「狩猟者団体」という。）の長から推薦された者であること。

ただし、被害市町村内に適任者がいない場合は、隣接する市町村に住所を有する者で、その所属する狩猟者団体の長から推薦されたものであること。

- (ロ) 銃器を使用して捕獲する場合は、申請前1年以内に狩猟者登録を受けた者であつて、原則として有害鳥獣捕獲に携わる1年以内に所属狩猟者団体が実施した射撃訓練に参加したものであること。

ただし、空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させたまま取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めること。

- (ハ) 網猟、わな猟の猟具を使用して捕獲する場合（カラス類を捕獲する場合を除く。）は、申請前1年以内に網猟、わな猟の狩猟者登録を受けた者であること。ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は許可することができるものとする。

a 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、カラス、ボバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

- b 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合
- (エ) 国、地方公共団体又は環境大臣が定めた法人が、捕獲檻を使用してカラスを捕獲する場合の捕獲従事者は、(7)から(9)までにかかわらず、県が実施する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する講習会を受講した者及び同講習会に準じた技能及び知識について、県の指導を受けた職員とする。
- (カ) 国、地方公共団体又は環境大臣が定めた法人が、銃器の使用以外の方法により捕獲する場合であつて、従事者に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、国、地方公共団体又は環境大臣が定めた法人が従事者に対して講習会を実施することにより、捕獲技術及び安全性が確保されると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこととする。
- ウ 鳥獣の種類・数
- (7) 捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種であること。
- (4) 鳥類の卵の採取は、次の場合に許可する。
- a 現に被害を生じさせている個体を捕獲することが困難である場合
- b 建築物等の汚染を防止するため、巢を除去する必要がある場合
- (9) 捕獲数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数(羽、頭、個)とする。
- ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、(7)から(9)までは適用しない。
- エ 捕獲期間
- (7) 捕獲期間は、原則として被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる期間とする。
- ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲する場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。
- (4) 捕獲対象以外の鳥類の繁殖期は、避けること。
- (9) 狩猟期間中及びその前後15日間内の捕獲は、避けること。ただし、人畜に対する危害防止等必要やむを得ない場合は、この限りでない。
- オ 捕獲実施区域
- 捕獲を実施する区域は、被害等が発生している区域及び被害等の発生するおそれのある必要最小限の区域とする。
- カ 捕獲方法
- (7) 捕獲の方法は、原則として法第36条の規定により禁止されている捕獲手段を除き、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のあり、かつ、安全性の高い方法とすること。
- (4) 網猟、わな猟の猟具等を使用してカラス類を捕獲する場合にあつては、カラス類以外の鳥獣等を捕獲するおそれが少なく、かつ、これらの鳥獣等を殺傷し、又は損傷するおそれがない方法とすること。
- (9) わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとする。
- a 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合(イの場合を除く。)
- (a) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締め付け防止金具を装着したものであること。
- (b) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。
- b イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合
- くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
- クワの捕獲を目的とする許可申請の場合はこわなに限るものとする。

(エ) 収穫前の野菜及び果物の被害防止に係る有害捕獲を実施する場合において、スチール弾の使用を申請しようとするときは、あらかじめ申請者従事者間でスチール弾使用について十分に協議させるものとする。

キ 鳥獣の種類別許可基準等

(第11表)

許可権者	鳥 獣 名	許 可 基 準							被害農林水産物等	備 考
		方 法	区 域	時 期	日 数	一人当たり捕獲羽(頭)数	許可対象者	留意事項		
市町村長	カラス類	銃器・わな	県内一円	4月～3月	60日以内	その都度定める。	(1)④(2)アに該当するもの	腕章貸与、標識設置	稲、果樹、野菜、飼料作物、豆類、雑穀	農林作物被害
	カモ類	銃器	〃	5月～10月	30日以内	〃	〃	腕章貸与	稲、雑穀、畑作物	農林作物被害
	ムクドリ	銃器	〃	6月～10月	〃	〃	〃	〃	果樹、野菜	農林作物被害
	スズメ	銃器	〃	5月～10月	〃	〃	〃	〃	稲、雑穀、果樹	農林作物被害
	ハト類	銃器	〃	5月～10月	〃	〃	〃	〃	稲、野菜、飼料作物、豆類	農林作物被害
	ツキノワグサ	銃器・わな	〃	4月～11月	〃	〃	〃	腕章貸与、標識設置	飼料作物、稲、いも類、果樹、野菜、豆類、雑穀、造林木(樹皮等)	農林作物被害及び人畜被害
	ノウサギ	銃器・わな	〃	4月～3月	60日以内	〃	〃	〃	野菜、果樹、造林木(新芽等)	農林作物被害
	ニホンザル (下北地域を除く。)	銃器・わな	〃	5月～11月	〃	〃	〃	〃	稲、いも類、果樹、野菜、豆類、雑穀等	農林作物被害
	アライグマ	銃器・わな	〃	5月～11月	90日以内	〃	〃	〃	野菜、果樹	農林作物被害
	ニホンジカ	銃器・わな	〃	4月～3月	〃	〃	〃	〃	野菜、造林木(樹皮等)	農林作物被害
知 事	市町村長の権限を除く種	最も効果的かつ高い方法	県内一円	必要と認めらるる時期	必要最小限の日数	その都度定める。	(1)④(2)アに該当するもの	腕章貸与、標識設置		

⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

1) 方針

農林水産物等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ適切に対応するために、県は、関係機関と鳥獣被害対策連絡協議会を設置するとともに、特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第12表)

対象鳥獣名	対 象 地 域	備 考
カラス類、カモ類、ムクドリ、スズメ、ハト類、ツキノワグサ、ノウサギ、ニホンザル、アライグマ	被 害 発 生 市 町 村	

3) 指導事項の概要

- ア 有害鳥獣捕獲は、班を編成して行うものとし、その編成員は、所属する狩猟者団体の長が推薦する捕獲技術の優れた者、捕獲のために出動の可能な者等で、捕獲を実施するために必要最小限の人数として概ね20名以内であること。
- イ 班には、班を代表し、編成員を統括する代表者（班長、副班長）を置くこと。
- ウ 班は、狩猟者団体の支部又は市町村単位の編成するが、被害の激甚な区域については、その区域ごとにあらかじめ班を編成し、緊急捕獲時の指揮命令系統等を定めしておくこと。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、第二種特定鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。なお、実施に当たっての留意事項は(1)④1)エに準じるものとする。

① 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所有する者（空気銃を使用する場合にあっては、第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網又はわな猟免許を所有する者であること。また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導すること。さらに、被害の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択され、それに必要な人数であること。

② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

③ 期間

1) 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合は、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ

- 適切に対応すること。
- 2) 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。
 - 3) 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応すること。
- ④ 区域
第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域。
 - ⑤ 方法
原則として法第36条の規定により禁止されている捕獲等又は採取等の手段は用いることはできないが、従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性の確保が可能なるものであって、法第37条の規定により環境大臣の許可を受けたものにあつては、この限りでない。空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させたままとり逃す危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めること。
- 6 その他特別の事由の場合
- (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
 - ① 許可対象者
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。
 - ② 鳥獣の種類・数
展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭、個)。
 - ③ 期間
6か月以内。
 - ④ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
 - ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
 - (2) 愛玩のための飼養の目的
原則として、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととし、特別の事由(野外で野鳥を観察できない高齢者等に対して自然とふれあう機会を設ける必要がある等)がある場合に限る。また、この場合においても原則として次の基準によるものとする。
なお、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後廃止する方向で検討することとする。
 - ① 許可対象者
自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ、5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。)又はこれらの者から依頼を受けた者。
 - ② 鳥獣の種類・数
メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽とする。
 - ③ 期間
繁殖期間中は認めない。
 - ④ 区域

原則として、住所地と同一市町村内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）。

- ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されたと認められる場合は、この限りでない。
- (3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
- ① 許可対象者
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。
- ② 鳥獣の種類・数
人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽、個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は、対象放鳥地の個体とする。
- ③ 期間
6か月以内。
- ④ 区域
原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法
網、わな又は手捕。
- (4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
- ① 許可対象者
祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。
- ② 鳥獣の種類・数
伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）。捕獲し、行事等に用いた後は、放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。
- ③ 期間
30日以内。
- ④ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的
捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。

捕獲の目的	許可権者	許可対象者		鳥獣の種類	鳥獣の数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	備考
		許可	対象者							
学術研究	知事	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者		研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭、個)	1年以内	研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域(銃)及び規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	次に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 ① 法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法ではないこと。 ② 殺傷等を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。			
標識調査	知事	国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)		原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。	1年以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、わな、網又は手捕とする。			

捕獲の目的	許可権者	許可対象者		鳥獣の種類	鳥獣の数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	備考
		許	可							
第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先機関の職員を含む。)	鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のため適切かつ合理的な数(羽、頭、個)	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な期間。なお、複数年にわたる期間を設定する場合は、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。	可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。			
鳥獣保護に係る行政事務の遂行の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先機関の職員を含む。)	必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されていない方法は、認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。				
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先機関の職員を含む。)、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されていない方法は、認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。				

捕獲の目的	許可権者	許可対象者				許可		基準		留意事項	備考
		許可	対象	者	鳥獣の種類	鳥獣の数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法		
第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	知事	原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所有する者（空気銃を使用する場合にあっては、第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網又はわな銃免許を所有する者であること。また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれていること。さらに、被害の発生状況に応じて共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択され、それに必要な人数であること。	第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のため適切かつ合理的な数（羽、頭、個）	第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合は、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。	第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域	原則として法第36条の規定により禁止されている捕獲等又は採取等の手段は用いることはできないが、従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性の確保が可能なものであって、法第37条の規定により環境大臣の許可を受けたものにあつては、この限りでない。空気銃を使用した捕獲等は対象を負傷させたままとり逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めること。					

捕獲の目的	許可権者	許可対象者				鳥獣の種類	鳥獣の数	捕獲期間	基準		留意事項	備考
		許可	対象	者	者				捕獲区域	捕獲方法		
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭、個)	6か月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。						
愛玩のための飼養の目的	知事	自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ、5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。)又はこれらの者から依頼を受けた者	メジロに限る。	繁殖期間中は認めない。	原則として、住所地と同一市町村内の区域(規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることに特に要請されている区域は除く。)	原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。						
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工繁殖が可能と認められる種類	6か月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕						

捕獲の目的	許可権者	許可対象者						留意事項	備考
		許可対象者	鳥獣の種類	鳥獣の数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法		
伝統的な祭礼行事に用いる目的	知事	祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等其他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭、個）とし、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）	30日以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。			
上記に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的	知事	捕獲等又は採取等の目的に志じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱うものとする。							

7 鳥類の飼養登録

(1) 方針

鳥類の違法飼養を防止するため、鳥獣保護思想の普及啓発、飼養状況の実態把握及び販売店等の指導に努め飼養の適正化を図るものとする。

(2) 飼養適正化のための指導内容

- ① 広報等による野鳥保護思想及び飼養制度の普及啓発
- ② 県職員、市町村職員及び鳥獣保護管理員による巡回指導
- ③ 以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理を行う。
 - 1) 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着許可証(足環)を照合し確認した上で行うこと。
 - 2) 平成元年度の装着許可証(足環装着)導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢、虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
 - 3) 装着許可証の毀損等による再交付は、原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合についてのみ行うものとする。
 - 4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。

8 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- ① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマトリノ食用品としての販売等販売されることにより違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招く等その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所(同一地域個体群)等とする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

現在指定されている区域は、主に市街地に近い、鳥獣の生息している地域で、銃猟による危険等の未然防止のため、市町村から要望のあった地域を指定している。第11次鳥獣保護管理事業計画の計画期間中においても、危険防止の観点から、市街地その他住宅が集合している地域について必要に応じて指定していくとする。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第13表)

既指定特定猟具使用禁止区域(A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					計(C)	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所 面積 26,846 ha	箇所 面積 90 ha	1	1	104	2	194	ha				
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所 面積 0 ha	箇所 面積 0 ha					ha					

銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所 面積	本計画期間に区域縮小する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域					計画期間中の増減 (減：△) *	計画終了時の特定猟具使用禁止区域 **
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所 面積 ha					計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	2	64 ha
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所 面積 ha						ha					194	27,040 ha
												0	0

* 箇所については(B)－(E)
面積については(B)＋(C)－(D)－(E)

** 箇所については(A)＋(B)－(E)
面積については(A)＋(B)＋(C)－(D)－(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第14表)

銃 猟 に 伴 う 危 険 を 予 防 す る た め の 区 域					
年 度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止 区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指 定 期 間	備 考
平成24年度	北津軽郡中泊町 黒石市 三沢市 上北郡おいらせ町 上北郡おいらせ町 上北郡六戸町 上北郡七戸町 むつ市 八戸市 八戸市 三戸郡三戸町 三戸郡階上町 上北郡七戸町	大沢内 (銃) 浅瀬石川 (銃) 三沢 (銃) 百石 (銃) 後谷地 (銃) 六戸 (銃) 鍛冶淋 (銃) 高橋川 (銃) 八戸港 (銃) 松館 (銃) 三戸 (銃) 蒼前 (銃) 荒瀬内 (銃)	15ha	平成24年11月 1日～平成34年10月31日	再 指 定
			17ha		
			1,096ha		
			188ha		
			722ha		
			567ha		
			276ha		
			43ha		
			725ha		
			598ha		
			147ha		
			630ha		
			90ha		
計		13箇所	5, 114ha		新 規
平成25年度	十和田市	大沢田 (銃)	104ha	平成25年11月 1日～平成35年10月31日	新 規
			104ha		
平成26年度	十和田市 十和田市 上北郡七戸町	大不動 (銃) 里ノ沢 (銃) 大池 (銃)	257ha	平成26年11月 1日～平成36年10月31日	再 指 定
			384ha		
			200ha		
			841ha		
計		3箇所			

銃 猟 に 伴 う 危 険 を 予 防 す る た め の 区 域					
年 度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止 区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指 定 期 間	備 考
平成27年度	上北郡七戸町 八戸市	尾山頭 (銃) 櫛引 (銃)	302ha 170ha	平成27年11月 1日～平成37年10月31日	再 指 定
計		2箇所	472ha		
平成28年度	十和田市 三沢市 むつ市	松陽 (銃) 三沢南部 (銃) 田名部 (銃)	380ha 1, 184ha 605ha	平成28年11月 1日～平成38年10月31日	再 指 定
計		3箇所	2, 169ha		
計		22箇所	8, 700ha		

2 猟区設定のための指導

(1) 方針

今後、「管理された狩猟」としての猟区の設定が必要であるかどうか、市町村、森林組合、狩猟者団体等との連携を図りながら、現状分析や意見集約を行い、検討するものとする。

3 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒の状況等現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。なお、現在鉛弾規制地域として指定している区域については、現行規制の評価を行いつつ、順次、指定猟法禁止区域として指定を進めていくものとする。また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

第六 特定計画の作成に関する事項

1 特定計画の作成に関する方針

第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護及び管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じ、科学的・計画的な鳥獣の保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係を構築することを目的として作成するものとする。
 なお、本県では、平成24年 4月 1日から「第 3次特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）」に基づき保護管理対策を進めてきたところであり、平成27年 5月29日をもち「第 1次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）」に移行した。

(第15表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対 象 区 域	備 考
平成26年度	地域個体群の安定的な保護及び管理と農業・生活被害防止を両立させ人とニホンザルとの良好な関係を構築する。	ニホンザル	平成27年 5月29日 ～ 平成29年 3月31日	むつ市及び下北郡	

2 実施計画の作成に関する方針

- ・ 実施計画の作成及び計画に基づく施策の方針
- ・ 計画作成年度、計画作成の目的、対象鳥獣の種類、計画の期間、対象区域

(第16表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対 象 区 域	備 考
第二種特定鳥獣管理計画の計画期間の各年度	地域個体群の安定的な保護及び管理と農業・生活被害防止を両立させ人とニホンザルとの良好な関係を構築する。	ニホンザル	各年度	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

科学的知見に基づく鳥獣の保護及び管理を推進するため、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するための調査、資料収集を行うとともに、絶滅のおそれのある白神山地域周辺のイヌワシ、天然記念物に指定されている下北半島のニホンザル等の生息調査等に関係機関の研究者等の協力を得て実施するものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

県内に生息する主要な鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握し、効果的な鳥獣保護対策を実施するものとする。

(2) 鳥獣生息分布調査

① 調査の概要

県内に生息する鳥獣（狩猟鳥獣を除く。）であって、保護対策及び管理対策上重要な種について、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等により、生息分布、出現の季節、生態等を把握し、これに基づき鳥獣生息分布図を作成する。

② 鳥獣生息分布図作成の対象とする鳥獣の種類

青森県版レッドデータブックに記載されている鳥獣のうち保護対策及び管理対策上重要な種とする。

(3) 希少鳥獣等保護調査

① 調査の概要

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣、文化財保護法及び県の鳥等に指定されている鳥獣の分布、生息数、生息環境、生態等を調査し、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、適切な保護対策を検討するものとする。

② 調査計画

(第17表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ニホンザル	24～28	保護管理対策のための生息数の把握、現地調査及び既存資料収集	むつ市、大間町、風間浦村、佐井村、弘前市、西目屋村	4月～3月
ツキノワグマ	24～28	現地調査及び既存資料収集	むつ市及び下北郡	10月～3月
ハクチョウ	24～28	生息環境調査、現地調査及び既存資料収集	むつ市、平内町、藤崎町	10月～3月

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

① 調査の概要

県内全域のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態状況を全国的な一斉調査に併せて調査する。また、必要がある場合は、渡り鳥の生息上重要な湿地（湖沼、海岸等）については、9月から翌年5月までの間の必要な月ごとに渡来状況を調査するものとする。なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに、熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努めるものとする。

(第18表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
東北町 (小川原湖) 六ヶ所村 (高瀬川) むつ市 (大湊湾) 平内町 (小湊浅所) 青森市 (原別海岸) 藤崎町 (平川) 鶴田町 (廻堰溜池) つがる市 (狄ヶ館溜池) 弘前市 (砂沢溜池)	24～28	生息状況調査、生息環境調査	

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

(1) 指定・管理調査

鳥獣保護区等の適正な指定・管理の方針を検討するため、既指定鳥獣保護区及び新規指定候補地における鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行う。

(2) 指定効果測定調査

鳥獣保護区及び休猟区の指定効果を把握するため、これらの指定地域内に設けた調査地と隣接する可猟地域内に設けた調査地との鳥獣の生息密度の比較調査を行う。
(第19表)

対象保護地区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
鳥獣保護区	間木	生息状況調査及び環境調査 標準地法 2人×4回＝8人	オオハクチョウ、カモ類
	平川・浅瀬石川		オオハクチョウ
	大湊		オオハクチョウ
休猟区	石田坂	生息状況調査及び環境調査 標準地法 2人×4回＝8人	キジ、ヤマドリ、ノウサギ、キツネ
	青荷		
	高頭森山		
	野佐掛		
	又重		

4 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、主要な狩猟鳥獣について生息分布、生息数の増減傾向等の生息状況調査を実施する。また、狩猟の永續を図るためにキジの放鳥効果調査及び狩猟者の狩猟実態調査等を実施するものとする。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

- ① 調査の概要
ツキノワグマ、キジ及びヤマドリについて、その行動域、生息環境、生息数、その増減傾向、年齢構成等生息状況を把握して適切な狩猟対策の確立を図るものとする。
- ② 調査計画

(第20表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法	備考
ツキノワグマ キジ・ヤマドリ	24～28	狩猟による捕獲位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日等の捕獲情報を重点的に収集し、解析する。	

(3) 放鳥効果測定調査

- ① 調査の概要
キジの永續を図るため、鳥獣保護区及び休猟区に放鳥するキジの標識調査を実施し、定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を明らかにする調査を行い、放鳥事業の効果を把握する。
- ② 調査計画

(第21表)

対象種類	調査年度	放鳥数	標 識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
キジ	24	720羽	足環	720個	標識の装着・回収による。	
	25	700羽		700個		
	26	690羽		690個		
	27	660羽		660個		
	28	640羽		640個		

(4) 狩猟実態調査

① 調査の概要

狩猟者の狩猟期間中の出猟日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する意識等について、主として狩猟者団体等からの聞き取りにより調査し、狩猟の実態を把握する。

② 調査計画

(第22表)

対象種類	調査年度	調査内容	調査方法	備考
カモ類	24～28	①狩猟期間中の狩猟日数 ②狩猟鳥獣の増加傾向に関する意識 ③狩猟者1人1日当たりの狩猟面積 ④狩猟回数 ⑤捕獲場所 ⑥捕獲鳥獣の種類別数量 ⑦捕獲鳥獣の利用方法 ⑧販売される捕獲鳥獣の販売ルート ⑨狩猟事故発生件数	狩猟団体等への聞き取り (調査対象人員250人)	

5 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

農林作物等に被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な有害鳥獣の生理、生態、個体群動態等と被害発生との関連を明らかにする調査を実施する。

(2) 調査の概要

(第23表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容	調査方法	備考
カラス類 カモドリ ムクドリ スズメ ハト類 ニホンザル ツキノワグマ ニホンカモシカ ノウサギ	24～28	①被害状況 ②生息分布 ③生息密度 ④行動圏 ⑤食性 ⑥繁殖状況 ⑦生息環境 ⑧被害対策技術	既存資料及び聞き取り	

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣保護区の指定及び存続期間の更新、特別保護地区の指定、休猟区の指定、鳥獣の生息状況に関する各種調査、鳥獣保護センターの運営、鳥獣保護区指定に伴う農林業等の振興及び利害関係人との調整、法令違反の取締り、事故防止の普及指導、地域開発計画と鳥獣保護との調整等の鳥獣保護管理事業を適正に実施するものとする。また、効果的な行政運営を確保するため、担当職員の専門知識の向上を図るものとする。

(2) 設置計画

(第24表)

区 分	現 況			計 画 終 了 時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 環境生活部自然保護課	2	1	3	2	1	3	企画立案、地域県民局及び関係団体の指導、各種調査の実施等
出 先							
東青地域県民局地域農林水産部		2	2	2	2	2	狩猟免許の更新の実施、狩猟者登録証の交付、狩猟取締指導、 鳥獣の保護及び管理についての普及啓蒙等
中南地域県民局地域農林水産部		2	2	2	2	2	
三八地域県民局地域農林水産部		2	2	2	2	2	
西北地域県民局地域農林水産部		2	2	2	2	2	
上北地域県民局地域農林水産部		2	2	2	2	2	
下北地域県民局地域農林水産部		2	2	2	2	2	

(3) 研修計画

(第25表)

名 称	主 催	時 期	回 数 / 年	規 模	人 数	内 容 ・ 目 的	備 考
野生生物研修 担当職員研修	国 県	5月～6月 5月	1回 1回	全国 全県	2名 10名	鳥獣の保護及び管理と狩猟制度、鳥獣の生態と保護管理(まか 鳥獣保護管理行政、農林被害対策と鳥獣の保護管理)ほか	

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命するものとし、鳥獣保護区の数、狩猟免許者数、担当区域の面積等を勘案して配置し、鳥獣保護管理事業の効果的な運営に資するものとする。

(2) 設置計画

(第26表)

基準設置数	平成23年度末		年 度 計 画						計 (C)	充足率(C/A)	
	人数 (B)	充足率(B/A)	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度				
(A)	56人	56人	100%	人	人	人	人	人	人	56人	100%

(3) 年間活動計画

(第27表)

活 動 内 容	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
①鳥獣保護管理事業の実施に関する事務の補助 ②鳥獣保護区、休猟区、店舗等立入検査 ③狩猟関係法令の違反防止指導及び普及														1人当たりの勤務日数は、年間32日とする。

(4) 研修計画

(第28表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容 ・ 目 的	備 考
鳥獣保護管理員研修	出先機関	4月	1回	地域県民局	56名	鳥獣保護管理事業を適正に運営するため、鳥獣保護管理員の資質の向上を図る。 ①鳥獣関係法令 ②鳥獣の保護及び管理の普及方法 ③鳥獣判別 ④有害鳥獣捕獲に関すること ⑤指導取締り	

3 保護及び管理の担い手の育成

(1) 方針

有害鳥獣捕獲及び個体数調整の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、鳥獣の保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

その一環として、鳥獣の保護及び管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握、個体数管理のための捕獲等の活動を鳥獣等の生態を踏まえ、実施することのできる狩猟者の確保及び育成を図り、そのための研修等に努めるものとする。

(2) 研修計画

(第29表)

名 称	主 催	時 期	規 模	人 数	内 容 ・ 目 的	備 考
狩猟者講習会 講師研修会	自然保護課	6月	全県	26名	鳥獣の保護及び管理の担い手としての狩猟者を育成するため、狩猟免許の更新のための講習会及び狩猟者団体が狩猟初心者に対して行う講習会の講師について、次に掲げる内容の研修を行う。 ①鳥獣関係法令 ②鳥獣判別 ③猟具の取扱い ④狩猟のマナー	

(3) 狩猟者の減少防止対策

有害鳥獣の捕獲の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、狩猟者団体の協力を得て、その実態を詳細に把握するものとする。
また、それを踏まえ、必要に応じて、有害鳥獣の捕獲の実施に支障が生じないよう狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

傷病鳥獣の保護等鳥獣に関する各種普及啓発のため、昭和60年度に保護収容施設を設置しているが、引き続き当該施設による傷病鳥獣の保護収容を行うとともに、資料収集、資料室等の整備についても検討を行う。

(2) 鳥獣保護センター等の施設計画

(第30表)

名 称	整備年度	設備の所在地	面積	施設の概要	利用の方針	備 考
青森県鳥獣保護センター	24～28	平内町	2,835㎡	管理及び救護舎1棟 放飼場、遊水池	傷病鳥獣の保護収容、治療等及び鳥獣保護思想の普及啓発	

5 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りは、過去5か年の違反状況を分析し、狩猟期間中における違法捕獲の取締り、販売業者等の流通段階における違法捕獲の取締り等を警察署等と連携を密に図りながら計画的に実施するものとする。また、各地域県民局職員及び鳥獣保護管理員による緊急時の取締りの動員体制がとられるよう整備を図る。
なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体との連携・協力を努めるものとする。

(2) 年間計画

(第31表)

活 動 内 容	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥 獣 の 違 法 捕 獲 反 獲 飼 養 、 販 売 の 違 法 捕 獲 反 獲 期 間 外 狩 猟 、 非 狩 猟 鳥 獣 の 狩 猟 日 出 前 、 日 没 後 の 狩 猟 保 護 鳥 獣 の 捕 獲 、 矢 先 の 不 確 認 制 限 区 域 の 狩 猟 、 登 録 証 の 不 携 帯 加 工 品 店 の 指 導 取 締	→	→	→	→	→			→	→	→	→	→	

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源としての狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、狩猟者の確保や資質向上のための取組を進める（ほか、狩猟者登録等の事務が円滑に行われるよう配慮するとともに、本計画に基づく鳥獣保護管理事業の効果的・効率的な実施に努める。

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県においても全国と同様に、中、大型哺乳類であるニホンザルやツキノワグマの生息域が拡大傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産物への被害が深刻化し、地域住民とのあつれきが生じている。

また、オオセツカヤイヌワシ等希少な鳥獣の保護対策も重要性が増しており、特に平成17年度、本県で初めてラムサール条約湿地に登録された「仏沼」に生息する希少種オセツカの保護並びに湿地の保全及び活用について、地元市町村等と連携し進めて行く。

これら野生鳥獣の適切な保護及び管理を推進するとともに、人と野生鳥獣が棲み分けできるような環境を目指し保護管理対策を図る。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、狩猟区域、狩猟期間等、狩猟に係る法律に準じて指導、管理を実施し、狩猟者自身の安全のみならず、狩猟する地域における違反、事故の防止に努める。

3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

傷病鳥獣の保護については、鳥獣保護センターを中心に、各地域の保護収容施設を活用しながら機動的に保護収容及び介護を行うこととし、油污染事件発生等一時的に多量の傷病鳥獣の発生する事態に備え、関係機関との連携・協力を得ながら救護体制の整備を図るよう努めるものとする。

なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないよう、県民に対し周知徹底を図るものとする。

4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には以下の点について留意するものとする。

1) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得る。

2) 高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながることを防ぐため、観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付け防止を図る。

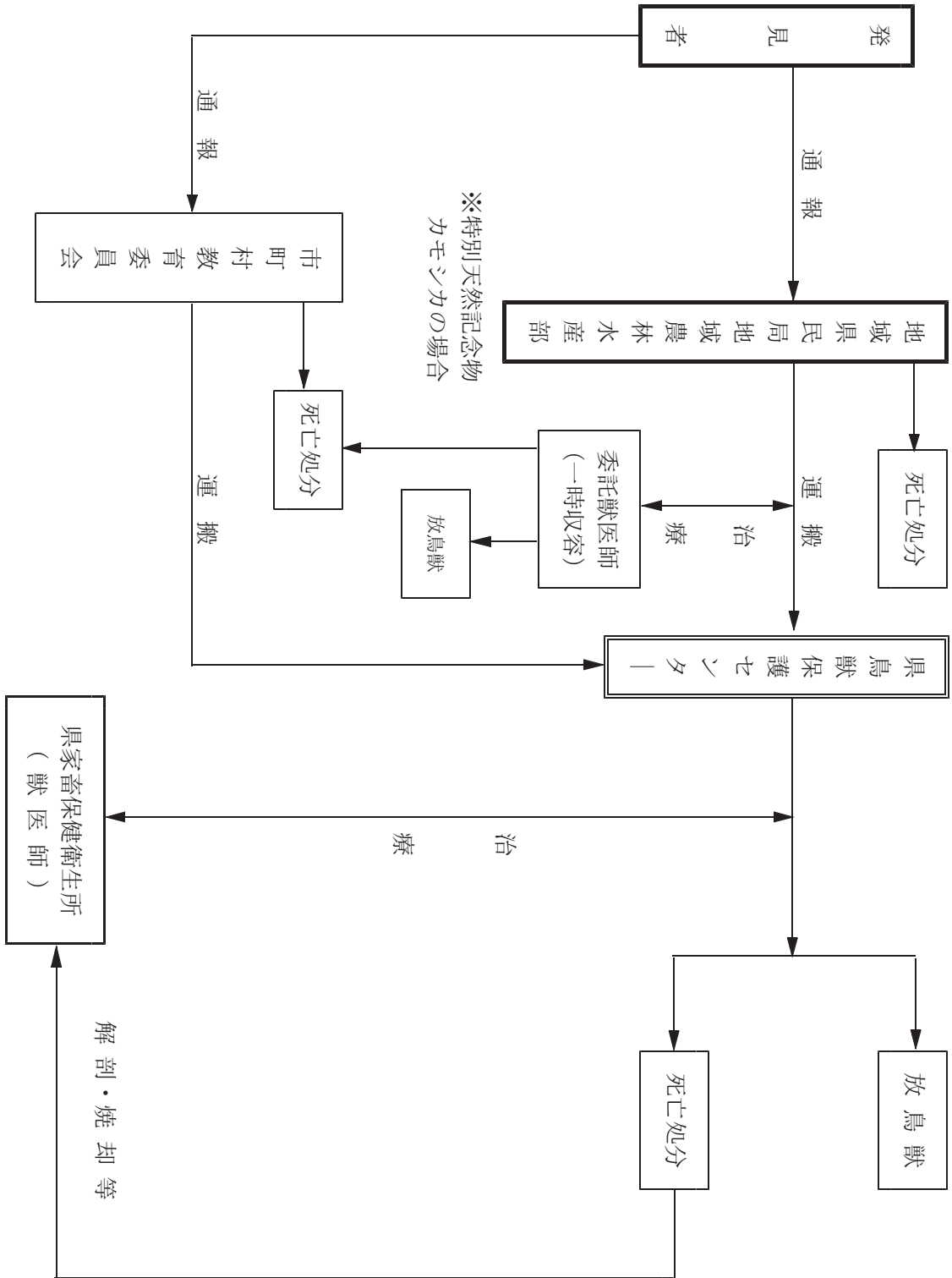
3) 生ごみ、未収穫作物等の不適切な管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図る。

5 感染症への対応

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び関係機関との連絡体制を整備しておくものとする。

高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル（平成23年10月青森県）」に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、関係機関と連携しつつ適切な調査に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等について、住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努めるものとする。

傷病鳥獣保護フローチャート



6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

① 方針

鳥獣の保護及び管理の成果を挙げるためには、広く県民の鳥獣に対する認識を深めることが重要であり、市町村や関係民間団体との連携・協力のもとに、探鳥会、講演会等の普及啓発を目的とした事業の実施を行い、また、傷病鳥獣の保護救護活動を通じて一般県民の鳥獣保護活動への参加の促進に努めるものとする。

② 事業の年間計画

鳥獣保護思想の普及のため、(公財) 鳥獣保護連盟が主催している愛鳥週間用ポスター原画コンクールに県内小、中、高等学校に参加を呼びかけ出品している。本計画期間においても、継続して実施し、鳥獣保護思想の普及を図る。

(2) 野鳥の森等の整備

鳥獣保護思想の普及啓発のため設置した野鳥の森は、県民が親しく鳥獣に接する喜びを体得することができる施設として引き続き設置し、整備することとする。

(第32表)

名 称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備 考
梵 珠 山 野 鳥 の 森 (自然ふれあいセンター)	24～28	青森市	196ha	センター1棟 駐車場 森林194ha	野鳥観察施設	県民が野鳥を観察できるよう施設を改良し、鳥獣保護思想の普及を図る。	

(3) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

小、中、高等学校等児童生徒の鳥獣保護思想の高揚を図るため、県教育委員会と協議して愛鳥モデル校を指定するものとする。

② 指定期間

5年間

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

鳥類に関する図書、ビデオ等を貸与するとともに、探鳥会の開催等を行う。

④ 指定計画

(第33表)

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			備 考
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	
小学校	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	1	
中学校	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	0	1	
その他の学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	

(4) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣に関する法令のうち、鳥獣捕獲の規制の制度、鳥獣飼養許可制度等特に一般県民に関係のある事項について広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るものとする。

② 年間計画

(第34表)

重 点 内 容	実 施 時 期												実 施 方 法	対 象 者		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
鳥獣の捕獲の規制の制度 鳥獣の飼養許可制度	→						→							→	広報誌、ポスター、パンフレット、 ホームページ等による周知及び販売 店等の立入調査を行う。	一般県民及び販売店等

青森県告示第二百十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）附則第六条第一項の規定により第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）を次のとおり定めたので、同項の規定により公表する。

平成二十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

第1次第二種特定鳥獣管理計画 (下北半島のニホンザル)

【 目 次 】

1	計画策定の目的及び背景	1
(1)	基本方針	1
(2)	目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象とする区域	2
5	経 緯	2
6	現 状	3
(1)	生息状況	3
ア	個体群の現状	3
イ	生息環境	4～5
(7)	気候	
(4)	植生	
(9)	土地利用及び林野状況	
(11)	農業及び農家形態	
(2)	被害状況	5
ア	農作物被害	5～8
(7)	むつ市	
(4)	大間町	
(9)	風間浦村	
(11)	佐井村	
イ	人的被害及び人家侵入被害等	8
(7)	人的被害	
(4)	人家侵入被害等	
(3)	被害対策	9
ア	農作物被害対策	9～11
(7)	むつ市	
(4)	大間町	
(9)	風間浦村	
(11)	佐井村	
イ	人家侵入被害等対策	11
(4)	捕獲及び成果	11～12
(5)	被害対策の体制	13
7	管理の目標及び施策の方針	13
(1)	管理の目標	
(2)	施策の基本方針	
8	管理のための具体的取組	13
(1)	生息地の保全対策	
(2)	被害防除対策	
ア	被害防除のための土地管理	13～14
(7)	方針	

平成27年3月
青 森 県

(4) 土地区分の定義と管理の方針	14～15
イ 具体的被害防除対策	14～15
(7) 電気柵	14
(4) 追い払い	14
(7) 追い上げ	14
(2) 餌やり防止対策	14
(2) サル調整区域の環境整備	14
(2) 接近警戒システム	14
(2) モンキーボックスの導入	14
(3) 捕獲	15～16
ア 加害個体除去	16
イ 個体数調整	16
ウ 加害群除去	16
エ その他	16～17
(7) 捕獲のための手法続	16
(4) 捕獲個体の取扱い	16
(7) 科学委員会への報告	16
(4) 住民による自衛	17
(4) 戸締まりの徹底	17
イ 電気柵の適正管理	17
ウ 餌などの管理徹底	17
エ 被害の少ない作物への転作や作付け方法の改良など	17
オ 被害の補償補填	17～18
9 計画の実施及び見直しに必要な事項	18
(1) 管理事業の実施	18
ア 計画の実施体制	18
イ 市町村実施計画の作成	18
ウ モニタリング	18
(7) モニタリング調査	18
(4) 住民意識の調査	18
(2) 人材育成	18
(3) 対策の評価及び計画の見直し	18～19
10 住民などの普及啓発、合意形成	19
(1) 共存に向けた地域住民への普及啓発	19
(2) 環境教育、地域資源としての活用	19
ア 地域の子供達への環境教育	19
イ エコツアーシステムなど観光資源としての活用	19～20
ウ 研究や研修の場としての活用及び関連施設の整備	20
用語の説明	20
《図表》	21～29
《参考資料》	30～36

1 計画策定の目的及び背景

(1) 基本方針

「第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）」（以下「新管理計画」という。）は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）の施行に伴い新規策定された計画であるが、計画内容は、第3次の「特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）」（以下「旧保護管理計画」という。）の基本的な考えを踏襲し、第1次の新管理計画とする。

(2) 目標及び背景

下北半島に生息するニホンザルは、ヒト以外でも北に生息する霊長類であり、昭和45年に「下北半島のサルおよびサル生息北限地」として国の天然記念物に指定され、保護が図られてきた。また青森県のレッドデータブックでは「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられている。

しかし近年、サルの生息域に隣接する農地のほぼ全域で農作物被害が発生し、農家の生産意欲の減退を招くと共に、一部地域では、人的被害又は人的被害を及ぼす恐れが発生する事態、人家侵入及び器物損壊など、生活環境被害も発生している状況にある。

このため、青森県では科学的な調査に基づいて保護管理を推進するため、平成12年10月に「下北半島ニホンザル保護管理基本計画」の策定、さらに、平成16年3月に第1次旧保護管理計画を策定、平成20年3月に第2次旧保護管理計画を策定し、北限のサルの保護及び地元住民との共存に向けて対策をより一層推進してきた。第2次の旧保護管理計画においては、①地域個体群としての永続的な保全、交雑の防止及び生息地の保全、②人的被害、人家侵入被害などの根絶及び農作物被害の軽減、③共存のための社会合意形成を保護管理の目標として実施してきた。

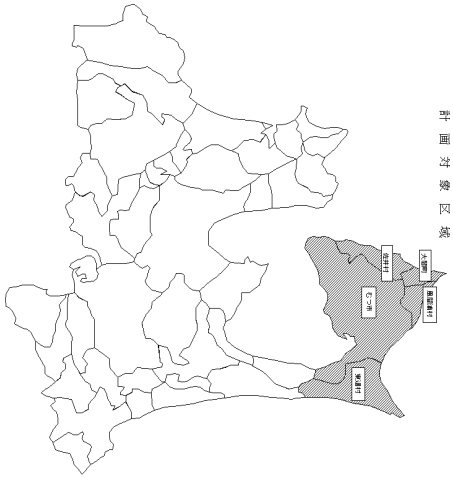
第2次旧保護管理計画策定後は、集落をサルの餌場にしないうため人家及び農地周辺のクズ野菜など餌となるものの除去、電気柵の設置・維持管理、集落にサルが侵入しにくい環境とするため周辺の敷の除去、人や農地によってくるサルを敢然と追い払う対策等を実施してきた。

しかし、群れの分裂が進み、また、行動域が拡大し、新たな地域で農作物被害を引き起こす恐れが生じるとともに、一部の地域では農作物被害を減少させることができなかった。

平成24年3月に策定した第3次旧保護管理計画は、これら諸問題の解決に向けた次の取組を中心に策定した。

- 1 北限のサルの保護及び地元住民との共存に向けて対策をより一層推進する。
- 2 従来のニホンザルによる人的被害の未然防止を優先に対処していくが、農作物被害を防ぐため、また、行動域の拡大や個体数の増加による分裂を防ぐための捕獲を含めたより多様な被害防止対策を行う。
- 3 土地管理区分（ゾーンニング）に応じた被害予防対策、捕獲対策を進める。
- 4 被害者に迅速に対処するため、捕獲申請の判断は市町村に委ねるとともに、県及び市町村は専門的知識や技術を有する人材育成を推進する。
- 5 県は、計画目標の達成に向け、市町村・NP0などと連携を図りつつ、モニタリング調査を実施し、計画の実行を点検・修正するフェイスワックスシステムを構築する。
- 6 サルとの共存に向けた地域住民への普及啓発、合意形成に努める。

- 2 管理すべき鳥獣の種類
ニホンザル
- 3 計画の期間
平成27年5月29日から平成29年3月31日まで
- 4 計画の対象とする区域
むつ市及び下北郡(大間町、東通村、風間浦村、佐井村)



5 経 緯
下北半島のニホンザルが社会の注目を浴びるようになったのは、昭和35年頃に旧脇野沢村九艘泊(現むつ市)地区に姿を見せ始めたことに始まるが、年表(参考資料(2)P32)によると昭和37年には同地区で田畑荒らしが頻発し、同婦人会が村に猿害防止の陳情を行っている。その後の推移は次のとおりである。

- 昭和38年 保護増殖対策と共に被害対策として餌付けの開始
- 昭和43年 下北半島国定公園の指定
- 昭和45年 国の天然記念物に指定(下北半島のサルとその生息地域)
天然記念物の指定と共に、給餌などの保護・被害対策が国庫補助事業として始まったが、その後も農作物への被害は他の地区へ拡大し、生息数も増え続けた。
- 昭和56年 A1群ほかを捕獲し、新たに開設した野猿公苑に収容
- 平成 3年 佐井村で農作物被害が発生
- 平成 6年 旧脇野沢村(現むつ市)で電気柵の設置
- 平成 7年 佐井村で電気柵の設置
- 平成 9年 旧脇野沢村(現むつ市)で人家侵入が増加
- 平成10年 旧大畑町(現むつ市)・風間浦村で電気柵の設置

平成13年 旧脇野沢村(現むつ市)で人家侵入を繰り返すサル一頭を捕獲
平成16年 第1次旧保護管理計画策定
平成18年、19年、20年 サルが原因による人的被害の発生
平成19年 大間町で電気柵の設置
平成20年 第2次旧保護管理計画策定

むつ市脇野沢でモンキーボックスによる追い上げを実施
第1次旧保護管理計画が策定された以降も、群れの分布域の拡大が海岸部を中心に拡大したが、最近ではむつ市川内町野平地区、むつ市関根新田地区で農作物被害が生じてきている。また、行政区域をまたがった(大間町～風間浦村、風間浦村～むつ市(大畑町)、佐井村～むつ市(川内町))被害が生じてきている。

群れの分布域の拡大は、農業を基幹産業としている地域に迫っており、早急な対策が求められている。また、佐井村では農作物に甚大な被害が生じており、ここでも抜本的な対策が求められている状況にある。

また、近年は人的被害や人家侵入などが相次いで発生しており、憂慮される状況である。

下北半島ニホンザルの生息状況の推移

年次	生息数	群れ数	備考
昭和45～50年	187頭	7	
昭和53～57年	377頭	7～8	
平成10年	732頭+α	17	
平成14年	1,081頭+α	27	
平成17年	1,382頭+α	29	
平成19年	1,635頭+α	44	
平成22年	1,923頭+α	56	[表-1] P22

※むつ市脇野沢の野猿公苑内保護態に収容されているA1群は除く。

6 現 状

(1) 生息状況

ア 個体群の現状

平成22年度に県が行ったモニタリング調査報告書によると、現在下北半島に群れとして生息するニホンザルは56群、1,923頭+αである([表-1] P22、[図-1] P23)。その生息範囲は下北半島の南西部から北部にかけての4市町村に偏り、面積にして約600平方キロメートルと推定される。生息域における群れの分布は連続し、津軽、白神など他地域の分布から隔絶していることから、下北半島のニホンザルを1つの地域個体群として扱うこととする。

この地域個体群は、かつてはむつ市(旧脇野沢村)など南西部の個体群と大間町など北西部の個体群の2つに分かれていたが、主に北西部の個体群の生息域の拡大によって1990年代の後半に一つにつながった(参考資料(3)P33)。南西部の個体群は北西部に比べて「生息域の拡大は小さい」、「生息密度、群れ密度は高い」など異なった特徴を有していることが指摘されている(下北半島のサル調査会、2001)。また、近年、むつ市脇野沢地区に生

息する一部の群れが、東側へ行動域を拡大していることが注目される。

イ 生息環境

(7) 気候

下北半島の東側では親潮寒流、西側から津軽海峡側にかけては対馬暖流の影響を受けるため、むつ市を境にして東側が太平洋型気候、恐山山地帯の津軽海側と下北山地の平館海側が日本海型気候となる。

年間平均気温は海岸線と平野部が10℃で、大間崎から西側の海岸線は、対馬暖流の影響で1℃ほど高い。標高が高い恐山山地帯は2～3℃ほど低くなる。

積雪量は中央部の恐山山地帯で1.5～2mほどで、海岸部では1m以内である。佐井村から大間町、むつ市大畑町の海岸線は特に少なく、0.5m以下である。年間積雪日数は平野部で100日前後、標高の高い山地帯では120日ほどであるが、近年暖冬が続き、積雪量、日数とも少なくなっている。

(4) 植生

下北半島の植生は、ブナク拉斯域自然植生とヒノキアスナロ群落、エゾイタヤーシナノキ群落、標高が高くなればチシマザサーブナ群落群が分布している。残りをブナク拉斯域代償植生のブナーミズナラ群落、スギ・カラマツ植林、人家周辺の畑地雑草群落が占め、西海岸側の急峻な崖には自然裸地が点在する。標高の高い恐山山地帯麓岳の周辺ではブナク拉斯域自然植生が残っているが、標高が低いところではブナ林、ヒノキアスナロ林などの自然林が伐採され、ブナク拉斯域代償植生とスギなどの林業利用地が広がっている。

(4) 土地利用及び林野状況

下北半島の耕地、森林、その他の面積の総面積に占める割合は、それぞれ4%、84%、12%である。これらの土地の県全体での平均はそれぞれ16%、66%、18%であることから、本地域は県内でも森林の割合が高い地域といえる。

森林のうち国有林率は72%であり、県平均の61%に比べてかなり高い。また人工林率は59%で、県平均の50%より高い。むつ市脇野沢など群れが生息する4市町村では4～65%である。人工林はほとんどがスギで、他にアカマツ、クロマツ、カラマツなどである。

(4) 農業及び農家形態

農作物作付(栽培)面積は、県全体では稲、飼肥料作物、果樹の順となっているが、本地域では飼肥料作物(3,960ha)、野菜(601ha)、稲(448ha)の順である(平成19年度農作物統計)。野菜では、ダイコン、ジャガイモ、ながいもの順に作付けが多い(平成18年度園芸作物統計)。

農家戸数に占める自給的農家戸数の割合は55%であり、県平均の18%に比べて著しく高く、自家消費型の農業となっている。

土地利用状況及び農家戸数

総人口、総世帯数は、平成22年度国勢調査人口速報集計より
耕地面積は、平成21年度農林業センサス(国産朝日17.2.1)より
その他のデータは、2005年度農林業センサス(国産朝日17.2.1)より

区	外縁土地面積 (ha)	耕地面積		国有林地面積		民有林地面積		人工林地面積		天然林面積		耕地面積		総人口 (人)	総世帯数 (戸)	農家戸数(戸)			
		(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)			自給的 (戸)	専業的 (戸)		
むつ市	89,378	72,059	80.6%	57,733	64.6%	15,226	21.0%	47,325	64.8%	25,734	35.2%	3,250	3.9%	61,650	24,756	1,101	565	516	46.9%
大間町	5,202	3,814	73.3%	3,195	61.9%	619	12.2%	1,911	50.1%	1,903	49.3%	329	6.2%	6,340	2,656	200	151	52	25.6%
東通村	29,439	23,631	80.3%	8,946	37.9%	5,090	56.8%	14,959	62.1%	12,827	45.7%	1,990	6.8%	7,253	2,710	527	213	314	40.4%
風動浦村	6,900	6,449	93.5%	5,090	78.8%	1,399	21.2%	3,334	51.7%	3,115	46.3%	19	0.3%	2,465	1,066	84	67	17	79.8%
佐井村	13,500	11,870	87.9%	11,068	93.2%	902	6.8%	5,176	43.6%	6,994	59.4%	289	2.1%	2,422	988	157	130	27	52.8%
計	141,482	115,823	82.0%	89,022	72.4%	32,801	27.6%	70,572	59.4%	49,250	40.9%	5,977	4.2%	79,533	32,188	2,072	1,146	926	44.7%
青森県全体	980,683	630,090	64.3%	381,071	60.3%	249,009	39.3%	315,966	50.1%	314,114	49.9%	157,200	16.4%	1,273,164	513,211	61,644	105,54	50,790	17.6%

注1) 人工林率=(人工林地面積)/(人工林地面積+天然林面積)
注2) 耕地率=(耕地面積)/(総土地面積)

(2) 被害状況

ア 農作物被害

下北地域全体の農作物被害額は平成8年に約900万円とピークを迎えるが、平成20年に約340万円まで減少している。しかし、それ以降、大間町及び佐井村の被害額は増加しており、平成22年の下北地域全体の被害額は約550万円となっている。中でも、佐井村の被害額は約7割を占めている。また、第1次計画後も群れの分布域の拡大が海岸部を中心に起きていたが、最近では内陸部でも分布域が拡大しており、農業を基幹産業としている地域に迫っていることから早急な対策が求められている(【図-2】P24、【表-2】P25)。
被害作物は、ジャガイモ、豆類、トウモロコシ、ダイコン、トマト、キャベツ、ニンジン、キュウリ、ハクサイ、スイカ、ネギ、ナスなど様々で、むつ市、大間町、風間浦村、佐井村では稲の被害、また、風間浦村、佐井村ではキノコの被害、むつ市脇野沢地区・川内町蛸崎地区ではウメ、ナシ、クリなど果樹被害が発生している。

市町村別農作物被害状況

Table showing crop damage statistics by city and town in Aomori Prefecture for various years from H8 to H22. Columns include year, crop type, and damage amount. Includes a note at the bottom: ※自然現象以外の安全・安心推進課及び市町村課単位での計

作物別被害状況（下北半島地域）

Table showing crop damage statistics by crop type in the Lower Hokuo region for various years from H8 to H22. Columns include crop type, year, and damage amount. Includes a note at the bottom: ※自然現象以外の安全・安心推進課及び市町村課単位での計

(ア) むつ市

① 脇野沢

昭和55年頃から農作物への被害が発生し始めた。初期の被害は九艘泊地区だけに限られた。群れの個体が15頭しかおらず、保護と農作物被害防止を目的として昭和59年に餌付けが開始された。しかし個体数の増加に伴い、行動域は芋田地区や埴田地区にまで広がり、農作物被害が増加した。昭和53年から55年にかけてA群は分裂し、被害地域が拡大した。昭和56・57年には内陸の滝山地区や源藤城地区まで被害が広がり、一部のサルを捕獲して被害防止を図った。野猿監視員（現：鳥獣被害対策実施隊）を配置し追い上げ・追い払いの実施及び平成6年から電気柵を設置し、被害は一時的に減少したものの、脇野沢地域の全域に広がり、深刻化した。平成20年からモンキードッグによる追い上げを実施し、効果がみられ被害は減少傾向にある。

② 大畑町

平成10年に二枚橋、小目名地区の被害が報告された。平成11年、12年と被害は少なかつたが、平成13年以降は赤川、二枚橋、釣屋浜、大畑道、木野部地区で群れ及びハナレサルによる被害が発生し、平成14年に被害金額が280万円まで増加した。その後も100万円を超える年が続き、さらに被害の拡大が予測されることから、平成19年から鳥獣被害対策実施隊を配置し追い上げを実施し、被害は減少傾向にある。

③ 川内町

平成12年からハナレサルによる被害が報告されている。南西部の男川下流域の群れによる被害は、平成16年から増加傾向にある。平成17年から川内川流域でハナレサルによる被害が報告されている。また、平成18年に湯野川上流でも群れによる被害が報告されている。平成21年には野平地区に佐井村に生息する群れが出没し、むつ市のブラント野菜に被害が発生した。

④ むつ市街地（旧むつ市）

平成18年からハナレサルの出没が目立ち始め、被害も報告されている。平成22年には群れによる被害が初めて関根新田地区で確認された。今後、被害が拡大する恐れがあることから、動向に注意が必要である。

(イ) 大間町

平成10年に奥戸大川目地区でまとまった被害が発生した。聞き取り調査の結果、この3年前から周辺農地で年数回ニホンザルの群れが目撃され、届け等はなかったものの農作物が被害に遭っていた。以降、年々被害地域が拡大しており、被害額は平成19年は57万円、平成20年は56万円と減少したものの、平成21年は114万円と急増した。平成22年は電気柵設置や追い上げ・追い払い、捕獲による効果が見られて、被害は一時的には減少したものの、奥戸地区及び材木地区の全域で被害は発生している状況にある。

(ロ) 風間浦村

平成8年に初めて下風呂地区、桑畑地区でサルによる農作物被害が報告された。平成10年には、被害が多い桑畑地区から電気柵の設置が始まり、一時的に減少したものの、サルは他地区の農地へ移動し、平成10年には易国間地区に、平成12年には蛇浦地区にも

被害が拡大し、村内全域に群れが現れるようになった。また、平成10年から年次計画で電気柵を設置し被害は一時的には減少したものの、村内全域で被害は発生している状況にある。

(エ) 佐井村

平成3年から古佐井地区の畑を中心に農作物被害が目立ち始めた。平成4年には前年の地区の被害は減少したが、新たに福浦地区に被害が出た。平成5年には原田地区、古佐井地区、長後地区と広い範囲で被害が発生し、平成9年には牛滝地区の被害も新たに報告された。平成11年の被害金額は600万円を超えた。巡視員（現：鳥獣被害対策実施隊）を配置し追い上げを実施及び平成7年から電気柵を設置し、被害は一時的に減少したものの、村内全ての集落で被害が発生している状況にある。

イ 人的被害及び人家侵入被害等

(7) 人的被害

第2次旧保護管理計画策定以降、人的被害は平成20年に1件発生している。その状況は、むつ市脇野沢滝山地区で、女性が自分の畑に出没したA2-85群を追い払いしていたところ、内数頭が威嚇、内2頭が飛びかかり、内1頭が爪で女性の右手を引っ掻き負傷した。A2-85群にはその後個体数調整を実施している。

第3次旧保護管理計画及び第1次新管理計画においても、従来のニホンザルによる人的被害の未然防止を最優先に多様な被害対策を実施していく。

(4) 人家侵入被害等

平成20年度以降の人家侵入被害状況は、むつ市脇野沢地区で年2～4件発生している程度であるが、過去に人家侵入被害が多発した経緯があり、今後も憂慮される状況である。

人家侵入被害発生状況(H19～22)

市町村	地区	H19年度		H20年度		H21年度		H22年度	
		人家侵入世帯数	人家侵入延べ回数	人家侵入世帯数	人家侵入延べ回数	人家侵入世帯数	人家侵入延べ回数	人家侵入世帯数	人家侵入延べ回数
むつ市 (脇野沢)	源郷城	1	1	0	0	0	0	0	0
	小沢	3	3	0	0	0	0	0	0
	本村	2	2	0	0	0	0	0	0
	渡向	1	1	1	1	1	1	0	0
	瀬野	4	4	0	0	0	0	0	0
むつ市 (福野沢)	新井田	4	4	0	0	0	0	1	1
	寄浪	3	3	0	0	1	1	1	1
	蛸田	1	1	0	0	2	2	1	1
むつ市 (市街地)	奥内	0	0	0	0	0	0	1	1
	むつ市計	17	17	2	2	3	4	4	4
大間町		0	0	0	0	0	0	0	0
風間浦村		0	0	0	0	0	0	0	0
佐井村		0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		17	17	2	2	3	4	4	4

(注)市町村による調査結果

(平成20年度以降の人家侵入被害の概要)

① むつ市（脇野沢地区）

平成20年度以降は住民への普及啓発等の効果があり、人家侵入被害は年2～4件の推移となっている。

② 大間町

平成20年度以降は人家侵入の被害は無いが、材木、奥戸地区で人家の屋根の上にいるという目撃情報もある。また、材木地区の小屋に侵入した形跡もあり、人家侵入被害の発生が憂慮されている。

③ 風間浦村

平成20年度以降は人家侵入の被害は無いが、サルが窓から家の中を覗くなどの行為が見られているため、人家侵入被害の発生が憂慮されている。

④ 佐井村

平成20年度以降は人家侵入被害は発生していないが、小屋の中に侵入し、保管してある野菜等を持って逃げる被害が増加している。6月～9月のニホンザルの活動が活発化する時期においては、人家周辺への出没・屋根に登る行動が多く、サルの侵入を恐れ、一日中窓を閉め切った状態を余儀なくされている。高齢者については外出することもできず、農業被害だけでなく日常生活被害も深刻化してきている。

(3) 被害対策

ア 農作物被害対策

第1次旧保護管理計画以降、集落をサルの餌場にしなため、残飯や農作物の残渣処理、電気柵や網の設置を進め、農作物を防獣すること。集落にサルが侵入しにくい環境を整備すること。人や農地によってくるサルを敢然と追い払う対策を実施してきた〔表-2〕P25)。

しかし、群れは行動域を拡大し、農業を基幹産業としている地域で新たな被害を引き起こす恐れが出てきている。

下北半島ニホンザルに関するこれまでの対策

市町村	むつ市(篠野沢)	むつ市(奥内)	むつ市(川内)	佐井村	大間町	風間浦村
電気柵	①H16 L=4,995m ②H9～18 L=14,049m ③H18～19 L=6,170m ④H20 L=280m	④H10 L=1,200m ⑤H20～22 L=1,200m	③H10～22 L=4,020m ④H10～18 L=14,049m ⑤H10～17 L=9,699m ⑥H21～22 L=404m		⑧H17～9 L=2,029m ⑨H10～18 L=14,049m ⑩H10～17 L=9,699m ⑪H21～22 L=404m	⑩H10～14 L=9,324m ⑪H15～22 L=9,026m ⑫H20 L=727m
近接警戒	⑦H21 L=300m	⑦H21 1箇所	⑧H21～22 2箇所			

【事業区分】①②ニホンザル保護管理(県)③④⑤⑥⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
 ① 農作物被害対策(県)② 電気柵設置(県)③ 近接警戒(市)④ 電気柵設置(市)⑤ 近接警戒(市)⑥ 電気柵設置(市)⑦ 近接警戒(市)⑧ 電気柵設置(市)⑨ 近接警戒(市)⑩ 電気柵設置(市)⑪ 近接警戒(市)⑫ 電気柵設置(市)⑬ 近接警戒(市)⑭ 電気柵設置(市)⑮ 近接警戒(市)⑯ 電気柵設置(市)⑰ 近接警戒(市)⑱ 電気柵設置(市)⑲ 近接警戒(市)⑳ 電気柵設置(市)㉑ 近接警戒(市)㉒ 電気柵設置(市)㉓ 近接警戒(市)㉔ 電気柵設置(市)㉕ 近接警戒(市)㉖ 電気柵設置(市)㉗ 近接警戒(市)㉘ 電気柵設置(市)㉙ 近接警戒(市)㉚ 電気柵設置(市)㉛ 近接警戒(市)㉜ 電気柵設置(市)㉝ 近接警戒(市)㉞ 電気柵設置(市)㉟ 近接警戒(市)㊱ 電気柵設置(市)㊲ 近接警戒(市)㊳ 電気柵設置(市)㊴ 近接警戒(市)㊵ 電気柵設置(市)㊶ 近接警戒(市)㊷ 電気柵設置(市)㊸ 近接警戒(市)㊹ 電気柵設置(市)㊺ 近接警戒(市)

(7) わつ市

① 脇野沢

わつ市脇野沢では、昭和56～57年に、餌付けされたA群を捕獲し、昭和56年に建設された野猿公苑に飼養している。その後は野猿監視員（現：鳥獣被害対策実施隊）による追い上げ・追い払いが実施され、平成6年からは電気柵が導入された。現在は、新井田地区及び蛸田地区を除く全ての地区に電気柵が設置されている。電気柵が設置されてから、その効果は明らかであったが、被害の減少は一時的であり、最近では老朽化及び破損が目立ち、更新または維持管理上の問題点が指摘されている。平成20年からモンキートロッグによる追い上げを実施し、効果がみられている。

② 大畑町

平成11年3月に小目名村地区に電気柵が設置された。現在は大畑道地区から北西の地区全てに被害が発生しており、平成19年から鳥獣被害対策実施隊が配置され、群れ・ハナレザルの追い上げ・追い払い及びモニタリング調査が行われている。また、平成20年から被害箇所へ電気柵の整備を進めている。平成23年にはモンキートロッグ1頭を導入し被害対策を行っている。

③ 川内町

平成20年から駒崎地区・野平地区に電気柵が設置された。また、野平地区にサル接近警戒システムが設置され、鳥獣被害対策実施隊及び農家が追い払い活動に役立っている。

(4) 大間町

奥戸、材木地区で平成13年から巡視員（現：鳥獣被害対策実施隊）による追い払いが行われている。電気柵は平成19年度以降継続して設置している。また、住民によるロケット花火を使った追い上げ・追い払いも行われており、一定の効果を出しているが、電気柵の維持管理上の問題が出ている。平成22年からニホンザル保護管理専門員1名を配置し育成にあたり、モンキートロッグの試験導入を実施している。平成23年にはモンキートロッグ1頭を導入し被害対策を行っている。

(4) 風間浦村

電気柵の設置は、桑畑地区では平成10～11年、下風呂地区では平成11～15年、易国間地区では平成15年から始まり、蛇浦地区は平成16年から行われ現在も継続し、また、耐用年数が経過した電気柵ネットの取替えも行っている。指導員（現：鳥獣被害対策実施隊）による追い払いは平成14年から村内全域で実施されているほか、平成22年からニホンザル保護管理専門員1名を配置し育成にあたり、モンキートロッグの試験導入を実施している。平成23年にはモンキートロッグ1頭を導入し被害対策を行っている。

(5) 佐井村

原田地区及び古佐井地区で平成3年から巡視員（現：鳥獣被害対策実施隊）による追い払いが始まった。その後、村内の全ての地区で追い払いが実施されている。電気柵は平成7年に古佐井地区に始まり、現在は村内の全ての地区に設置されているが、

農家の高齢化、電気柵の老朽化などにより、維持管理上の問題が多い。平成22年からニホンザル保護管理専門員1名を配置し育成にあたり、モンキートロッグの試験導入を実施している。平成23年にはモンキートロッグ1頭を導入し被害対策を行っている。

イ 人家侵入被害等対策

人家侵入個体の捕獲を行ってきたことにより、平成20年度以降の人家侵入被害状況は、わつ市脇野沢地区で年2～4件発生しているが、以前に比べ激減している。しかし、大間町、風間浦村、佐井村では小屋の中に侵入し、保管してある野菜等を持って逃げる被害が現在も続いているため、被害対策を継続していく。

(4) 捕獲及び成果

第2次旧保護管理計画策定後の捕獲については、人的被害、人家侵入被害などの根絶及び農作物被害の軽減のため、被害を出している群れの個体数調整を主体に行ってきたことにより、人家侵入と人的被害を未然に防ぐことができた。さらに、住宅地、農地での群れの滞在時間を減少させることができ、農業被害増加の抑制及び個体数の増加抑制につながっている。特定計画策定後の計画に基づく捕獲実績は、平成22年度末現在で296頭で、内訳は放獣等70頭、譲渡20頭、殺処分206頭である。

しかし、近年、群れの分裂が進み、また、行動域が拡大し、新たな地域で農作物被害を引き起こす恐れが出てきたこと、また、依然として被害が減少しない地域があることから、地域住民からは群れ捕獲に対しての強い要望が出ている。

下北半島ニホンザル捕獲等実績

Table with columns: Year, City Name, Capture Count, etc. Rows include data for various cities like S56, S57, S58, S59, H4, H12, H16, H18, H19, H20, H21, H22.

Summary table for 'H20~H22年度' with columns for '不明' and '計' for '捕獲数', '放鷹・逃亡', '調査', '飼養', '殺処分'.

(5) 被害対策の体制

県では、科学的な調査に基づいて保護管理を推進するため、第1次旧保護管理計画の中で目的達成のため、学識経験者、有識者、地元関係者及び行政関係者からなる下北半島ニホンザル保護管理対策協議会(以下「協議会」という。)、下北半島ニホンザル対策評価科学委員会(以下「科学委員会」という。)を設置し、合意形成及び対策の検討を行ってきた。また、平成19年度からは下北半島のニホンザル被害対策市町村等による連絡会議も設置されている。

7 管理の目標及び施策の方針

- (1) 管理の目標
① 地域個体群としての持続的な保全、生息地の保全
② 人的被害、人家侵入被害などの根絶及び農作物被害の軽減
③ 共存のための社会合意形成

(2) 施策の基本方針

- 管理の目標を実現するため以下の方針により施策を行う。
① サルの生息地として、森林地帯の適正な保全と管理のための取組を進める。
② 餌となる放棄作物の管理や戸締まりの励行など被害対策は住民の自衛を基本とし、自治体はそれを積極的に支援する。
③ 各群は、被害や生息地の特性、生息環境が異なるので、必要な対策も異なる。このため「加害レベルと被害対策の選択基準」(表-3「P27」)に基づきながら、群れの状態に応じた群れ毎の管理方針を、毎年度作成する市町村実施計画で定める。
④ 現在、被害を出していない群れについても、加害軽化しないよう人馴れや里への依存が進行しないよう予防対策を進める。
⑤ 県及び市町村は、管理対策を実施するため専門的人材の育成等に努める。
⑥ サルや被害の動向をモニタリングするとともに毎年度の被害対策の効果を評価し、次年度以降の管理対策へ結びつける仕組みを整備する。
⑦ 地域住民との共存に向けた管理対策について、地域内外の理解と賛同を得るため、情報公開、十分な対話や住民の意識・要望の把握などに努める。

8 管理のための具体的な取組

- (1) 生息地の保全対策
森林地帯で、人間社会に影響を与えない地域をサルの生息地として保全する。ここでは餌木の森残などサルの生息地として良好な環境である広葉樹林の保全、整備に努める。また、サルの生息地として重要な地域については、地域の意見を聞き、関係機関と調整を図りつつ、天然記念物としての適切な自然生息環境の維持保全に努めるほか、鳥獣保護区の指定などによる生息地の保全を検討する。

(2) 被害防除対策

- ア 被害防除のための土地管理
(7) 方針

下北半島では、人間の居住地や農耕地が狭小な海岸平野部にかたまり、それが散在する。被害から守るべき地域が明確に限定されるといえる。このこ

とを認識した上で、被害地の立地条件と遊動域など地域のサルの状態を踏まえた被害防除計画を立案すれば、より効果的な被害防除が可能である。また、地域で、現在起こっているあらゆる被害と将来予測される被害の軽減を図るため、一筆一筆の農耕地ばかりではなく、人間の居住地を含めた地域全体の被害防除を長期的観点にたって作成する。

被害地を中心とした土地の管理区分では、まず、被害から守るべき地域の地勢と土地利用に着目し、区分に応じた適切な防除方法を想定しながら①サル排除区域、②サル調整区域、③サル保全区域を設定する。サル保全区域の設定に関しては、森林におけるサルの生態研究の成果を踏まえ、森林管理局や森林所有者の計画との整合性を図りながら、被害軽減に資する森林を整備する。

(4) 土地区分の定義と管理の方針

① サル排除区域(旧：防除地域)

防除すべき財産のある区域。主に住宅地・農地等の区域とする。人家周辺・農地はサルの生息を想定しない区域である。当面の被害対策は、電気柵の設置・追い払い等によって被害を防ぎながら、追い上げなどによって群れをサル調整区域やサル保全区域に移動させることを目指すが、甚大な被害が発生、または、発生が予想される場合は、加害個体除去、個体数調整及び群れ捕獲を実施できる。

② サル調整区域(旧：警戒地域)

サルの生息地である森林地帯からサル排除区域へサルが出ないような環境作りを行う区域。主に民有林の区域とする。

被害地域では、群れの追い上げを行う他、他の適当かつ現実的な排除方法が見当たらない場合は、特定の群れの個体数調整や群れ捕獲などにより、被害地域の拡大阻止を行うこともあり得る。

③ サル保全区域(旧：サル生息地)

サルにとって良好な生息環境であるべき森林地帯。主に国有林の区域とする。なお、国有林内に点在する民有林は保全区域として扱う。原則的にサルの捕獲は行わない。ただし、人と農作物に被害を与えた個体の排除は必要に応じて行うものとする。

イ 具体的被害防除対策

(7) 電気柵

市町村は、地形・作物等地域の実績に合わせ必要に応じて農地を囲み、物理的にサルの侵入を防ぐ電気柵(ネット式電気柵を含む。)を設置し、被害軽減を図る。果は設置に際し技術的支援、予算確保等に努める。

(4) 追い払い

追い払いとは、サルが農地や人家周辺に出没した時、花火・電動ガン等を使用して追い出す方法であり、住民及び鳥獣被害対策実施隊が中心となって追い払いを行わないと、サルの人への恐怖心が希薄となり、人馴れが進行するとともに被害が拡大する。住民が個別又は組織的な追い払いを継続的に実施することで、人に対する恐怖心をサルに植え付けることが重要である。

また、サルの群れにテレメトリー発信器を装着し、受信機により群れの位置を把握す

る方法により追い払いをより効果的に実施することができる。

(4) 追い上げ

追い上げとは、追い払いに当たって目標地域を定め、その地域内に群れが完全に定着し行動域を確立するまで、被害が発生している農地及び人家周辺から人為的に移動させるものである。

農作物を食物と認識したサルを森林に戻すことは困難であるが、人とサルが共存していくための最終的な目標として、継続的に実施することが重要である。

(5) 餌やり防止対策

観光客や住民が餌を与えることは、人馴れを招き警戒心を低下させ被害を拡大させるばかりではなく、その地域への定着の要因となるので、絶対に餌をやらないよう道路及び駐車場等に掲示板の設置やパンフレットの配付などを通じて普及啓発に努める。

(4) サル調整区域の環境整備

サル保全区域からサル排除地域へサルが出ないような環境づくりをサル調整区域で行う。具体的には、農地に接する山林等の間に緩衝地帯(バッファゾーン)を設置し、農地と山林の遮断によりサルが農地に侵入しにくくなる生息環境整備が必要である。

(4) 接近警戒システム

接近警戒システムとは、サルの群れにテレメトリー発信器を装着し、受信機により把握した群れの位置等を住民に情報提供する方法である。住民はサルの農地や人家周辺へ接近を予測することにより組織的追い払いの実施や、農作物被害等の未然防止を図ることが可能になる。むつ市では、大畑町二枚橋地区及び川内町野平地区に設置し、被害防除に取り組んでいる(大畑町1基、川内町に2基)。

(4) モンキーグッズの導入

モンキーグッズとは、警察大訓練所等でサルを追い払う等一定期間訓練を行った犬をいう。

むつ市では、サルが頻繁に出没し、農作物被害が増加し、人によるサルの追い払い・追い上げには限界がある中で、平成20年度に導入し、モンキーグッズによる追い払い・追い上げを実施し、農作物被害軽減に高い効果を見せている。

このことから、下北半島のニホンサル被害対策市町村等連絡会議では22年度に試験的に大間町・風間浦村・佐井村の3町村に1頭導入、23年度にはむつ市大畑町地区・大間町・佐井村に1頭ずつ導入し、農作物被害軽減を図っている。導入については、地域の理解を得る必要がある。

(3) 捕獲

第1次旧保護管理計画が策定された以降も、生息数の増加や群れの分裂、群れの行動域の拡大に伴う農作物被害の拡大など地域社会に与える影響を考慮した場合、行動域拡大防止を目的とした捕獲を実施することとした。しかし、第1次旧保護管理計画では、人家侵入・人的被害のみで加害個体を特定する「問題個体」の捕獲のみであったが、第2次旧保護管理計画に引き続き第3次旧保護管理計画及び第1次新管理計画でも、農作物被害防止対策として

の行動域の拡大や個体数の増加による分裂の防止を目的とした捕獲も実施することとした。もちろん、急激な気候変動などによる個体数の減少の可能性についても配慮する必要がある。なお、捕獲及び被害対策の判断については、「加害レベルと被害対策の選択基準」(表-3)P27を参考にすることをとする。

ア 加害個体除去
サル排除地域に出没又は定着し、人家侵入や人などへ危害を与えている個体及び農作物に甚大な被害を与えた個体は捕獲する。捕獲にあたっては加害個体の特定に努めると共に、追い上げなどの被害防除対策を実施しても被害防止できない場合に捕獲する。

【加害個体除去の定義】

以下の①から④の項目が当てはまる個体を、人間の身体に危害を与えた個体及び農作物に甚大な被害を与えた個体と判断し、県が捕獲を許可できる対象とする。

- ① 農地や集落に定着し、かつ、農作物等に被害を与えたハナレサル。
 - ② 人家及びその周辺の器物を奪おうとした場合。
 - ③ 人間が身に携帯する食物を奪おうとした場合。
 - ④ 人に対し攻撃的な行動を複数回とった場合。ただし、攻撃的行動の原因が人間の側にないかどうか十分確認する必要がある。例えば、人がサルに餌を与えようとしなかったか。また、人がアケボウサルと母サルの間に入らなかったかなど。
- なお、実際に人間の身体に危害を与えた個体は緊急避難措置による捕獲の対象となるので、ここでは除外する。

イ 個体数調整

個体数調整については、組織的払い払い等の被害防除対策を行っても被害が軽減できなかった場合は、群れの規模・行動域の把握等を行った上で、捕獲する。捕獲にあたっては、当面、長期的な観点から地域個体群の安定的な存続を図る観点に立ち、地域個体群規模が第1次旧保護管理計画策定時(平成14年)の調査個体数を下回らないようにすることとする。

ウ 加害群除去

群れの大半のサルが人家侵入や農作物に甚大な被害を繰り返すなど加害レベルが高く、加害個体の捕獲では効果が見られない群れ、あるいは生息数の増大などにより分裂し、また、分裂が予測される場合、被害区域を拡大させる恐れについては捕獲する。なお、群れ捕獲を行う場合は、次の要件を全て満たすこと。

- ① 捕獲した後の地域個体群内における群れが複数存在し、かつ、その連続性が概ね維持できること。
- ② 捕獲対象群れと隣接する群れがその行動域を拡大しないよう、組織的な払い払いや防護柵の設置等の被害防除対策を実施していること。
- エ その他
- (7) 捕獲のための手法
捕獲は、「ニホンサル捕獲のための手法続」(参考資料(1)P31)にあるとおり、文化財保護法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく手続きを経て

行う。
捕獲個体の取扱い

- ① 捕獲個体は、銃器捕獲を除き原則として放獣しない。
- ② 檻により捕獲した個体は、できる限り苦痛を与えない方法により処分し、実験動物としての利用はしない。
- ③ 銃器により捕獲した個体は、山野に放置することなく、焼却等により適正に処理する。
- ④ 捕獲した個体は、データを記録するとともに、保護管理のための資料として活用する。
- (9) 科学委員会への報告
① 県は、市町村から「特定計画に基づく捕獲」について申請があった場合、科学委員会に処理状況を報告する。
② 市町村は、捕獲を実施する場合、処理の過程についての記録文書は様式を定めて残し、捕獲終了後県に提出し、県は科学委員会に報告する。

《参考》一般論として個体群規模を維持するためには、最低限20群又は約1,000頭、250平方キロメートル以上の連続した分布域を確保することが一応の目安となるが、1,000頭という目安を下回れば、現実の絶滅確率が急激に増加するわけではない。これは参考とするひとつの数値であり、それぞれの地域の状況を把握、分析し、各々の地域個体群の扱い方を決めていくことになる。

(4) 住民による自衛

サルとの共存のためには関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、住民による自衛が不可欠であり、下記の取組に向けて普及啓発に努める。

ア 戸締まりの徹底

これまでの社会的習慣から施錠を行わない家庭が多かったが、人家侵入の激化を契機に徐々に施錠が普及しつつある。今後は家屋以外にも含めて施錠を徹底するよう普及啓発を図り、人家侵入の防止及び集落からのサル防除に努める。

イ 電気柵の適正管理

補修点検、下草の除去、周辺立木の伐採や枝払いなど電気柵の適切な維持管理に努める。

ウ 餌などの管理徹底

① 誘引要因の除去
農地及び人家周辺など人の生活圏をサルの餌場と認識させないよう、サルの誘引要因の除去を徹底する。具体的には、山林と農地の間の雑木・藪・雑草等の刈り払いを行い、サルが近づきにくい環境をつくる。また、農地の野菜や果実の取り残しや放置は、サルの誘引要因になることから適正な処分を行う。

② 餌やりの禁止

人馴れを招き、人への警戒心を低下させ、被害を拡大させるのみならず、その地域への定着の要因となるため、絶対に餌を与えないよう掲示板の設置やパンフレットの配布などを通じて普及啓発に努める。

エ 被害の少ない作物への転作や作付け方法の改良など

作物の配置や栽培方法などを工夫する。
オ 被害の補償補填

農作物への被害の補償補填のため、大豆について農業共済制度の活用を検討する。

9 計画の実施及び見直しに必要な事項

(1) 管理事業の実施

ア 計画の実施体制

県はこの計画を推進するため、「第二種特定鳥獣管理計画の実施体制」([図-4] P28) に基づき協議会及び科学委員会を開催する。また、協議会の構成機関である国、県、市町村、農協及び観光協会連合会は互いに連携を図りつつ、計画目標の達成に向けた各々の取組を進めるものとする。さらに、NPOなど他機関との情報交換、連携を進める。

イ 市町村実施計画の作成

市町村は、毎年度モニタリング調査結果を反映した市町村実施計画案を作成し県へ提出する。県は、提出された市町村実施計画案を科学委員会で検討を加える。市町村は、検討後に所要の修正を行い市町村実施計画を作成する。

ウ モニタリング

県は、市町村等と連携、協働しながらサルの生息状況や被害状況などを把握するため、毎年度モニタリング調査を実施する。

(7) モニタリング調査

サルの生息状況及び農作物被害状況を把握し、計画の見直しのための基礎資料とするため、モニタリング調査を実施する。なお、群れ捕獲を実施した地域の動向調査も併せて実施する。

(4) 住民意識の調査

アンケートや聞き取りによって住民意識を調査し、被害対策の効果や保護管理問題についての普及啓蒙の程度を把握する。

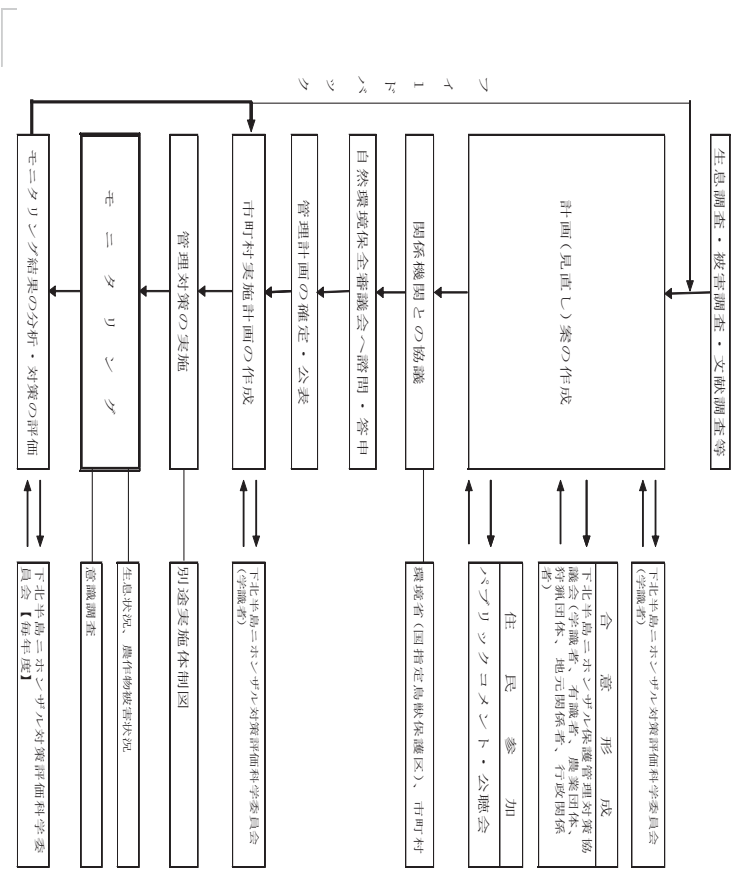
(2) 人材育成

県及び市町村は、保護管理施策を継続的かつ適切に実施するため、相互に連携を図りながら同等の研修の機会やサル専門家・NPOなどの指導、協力を得ながら専門的な知識や技術を有する人材の育成に努めるとともに、保護管理専門員の採用に努める。

(3) 対策の評価及び計画の見直し

第1次新管理計画策定にあたっての基本的な考えは、第3次旧保護管理計画を踏襲しつつ、現状の変化に併せて、不足する内容を加え、地元の意向を十分に踏まえて修正することとする。 (サルの群れ、頭数の増加、農作物被害地域の拡大などの状況変化に対応) 県は毎年度、モニタリング結果、対策事業の実施状況を基に評価を行い、実施計画を検討するため、科学委員会を開催する。また、必要に応じて計画の見直しを行う。

第二種特定鳥獣管理計画の策定から見直しまでの流れ



10 住民などの普及啓蒙、合意形成

(1) 共存に向けた地域住民への普及啓蒙
保護管理や被害対策への取組を地域住民に理解してもらうため、ホームページの開設やワークショップを開催し、情報を公開する。また、住民の自衛のための技術や知識を高めるため研修の機会を設ける。

(2) 環境教育、地域資源としての活用

ア 地域の子供達への環境教育
学校、地域活動などでの環境教育を通じて、野生動物との適切なつきあいを子供達の生活の中に定着させるような普及啓蒙を行う。また、県内外の青少年を対象とした野生動物の保護についての各種事業についても検討を進める。
イ エコツアーリズムなど観光資源としての活用
下北半島の豊かで固有の自然を、エコツアーリズムなどへ参加する観光客など外来者に紹

介し、観光資源として活用する。ただし、サルの人馴れ防止に十分配慮したものであるよう指導する。

ウ 研究や研修の場としての活用及び関連施設の整備

下北半島のニホンザルは世界最北限に生息する種として学術上重要であるが、研究活動によってニホンザルを含めた下北半島固有の自然的価値や重要性についての認知が更に高まることが期待される。このことから、この地域を研究や研修の場として活用することを推進すると共に、研究・普及・啓発活動が効果的に行われるよう、既存施設を利用したエコミュージアムの整備を検討する。

用語の説明

- **加害レベル**
群れの人馴れの程度、加害の程度をサルの行動から総合的に評価した群れの害性の指標。
- **(植物) 群落**
同一場所と一緒に生活している植物群を指す操作的な植生の単位。同じような立地では、組成、構造などよく似た群落が成立すると考えられている。
- **群団**
植物群落を表現する単位の「群集」を、その特徴を構成する種の類似性でまとめた高次の単位。
- **代償植生**
人間の影響によって立地本来の自然植生が様々な人為植生に置き代わったもの。
- **地域個体群**
地域的に連続して分布する群れのみを指す。
- **ゾナクラス域**
日本の夏緑広葉樹林でゾナが特徴種となっている群落。植物社会学の用語。
- **分派行動**
ニホンザルの社会単位は、母系の雌と子ども、さらに外来のものを含めたオスからなる複雑な複雄の集団であり、群れと呼ばれている。群れは、その構成員で緊密な社会交渉を保ちながら一緒に行動すると考えられているが、これが小集団に分かれ別行動をとる場合があり、これを分派行動という。通常、群れが分裂する前に分派行動をとることが多い。
- **群れの分裂**
群れがニホンザル社会の単位であるが、この群れが不可逆的に二つに分かれ、別々の行動や社会交渉の単位が生ずること。通常、群れの分裂は、群れの構成員の数の増加にともなって起こると考えられている。群れの分裂により、群れの数が一つ増すわけであるが、そのため、新たに行動域が増し、群れの分布域が広がる場合が多い。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭